

平成 20 年 2 月 定例会（第 288 回）  
3 月 7 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 [看護師確保対策](#)
- 2 [後期高齢者医療](#)
- 3 [セーフティネットについて](#)
- 4 [五位堂駅のエレベーターの設置について](#)
- 5 [食の安全について](#)
- 6 [ヤマトハイミール食品協業組合](#)

平成20年 2月 定例会（第288回）

平成二十年

第二百八十八回定例奈良県議会会議録 第四号

二月

平成二十年三月七日（金曜日）午後一時開議

出席議員（四十四名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 一番  | 小林茂樹  | 二番  | 藤井 守  |
| 三番  | 井岡正徳  | 四番  | 浅川清仁  |
| 五番  | 岡 史朗  | 六番  | 大国正博  |
| 七番  | 尾崎充典  | 八番  | 藤野良次  |
| 九番  | 宮本次郎  | 一〇番 | 松尾勇臣  |
| 一一番 | 上田 悟  | 一二番 | 山本進章  |
| 一三番 | 中野雅史  | 一四番 | 田中惟允  |
| 一五番 | 畠 真夕美 | 一六番 | 森山賀文  |
| 一七番 | 森川喜之  | 一八番 | 高柳忠夫  |
| 一九番 | 中野明美  | 二〇番 | 山村幸穂  |
| 二一番 | 奥山博康  | 二二番 | 岩田国夫  |
| 二三番 | 荻田義雄  | 二四番 | 神田加津代 |
| 二五番 | 粒谷友示  | 二六番 | 安井宏一  |
| 二七番 | 丸野智彦  | 二八番 | 岩城 明  |
| 二九番 | 藤本昭広  | 三〇番 | 田尻 匠  |
| 三一番 | 今井光子  | 三二番 | 田中美智子 |
| 三三番 | 國中憲治  | 三四番 | 辻本黎士  |
| 三五番 | 秋本登志嗣 | 三六番 | 中村 昭  |
| 三七番 | 小泉米造  | 三八番 | 米田忠則  |
| 三九番 | 新谷紘一  | 四〇番 | 出口武男  |
| 四一番 | 服部恵竜  | 四二番 | 山下 力  |
| 四三番 | 梶川虔二  | 四四番 | 川口正志  |

議事日程

一、当局に対する一般質問

○議長（辻本黎士） これより本日の会議を開きます。

○議長（辻本黎士）　ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、四十四番川口正志議員に発言を許します。――四十四番川口正志議員。（拍手）

◆四十四番（川口正志）　（登壇）久しぶりの演壇でございますので、いささか緊張いたしております。

まずは皆さんにお許しを願っておきたいわけではありますが、一昨日、私、はやりの花粉症にひっかかりましたので、皆さんに不快な思いをさせるかわかりませんが、お許しをいただきたいと思う次第でございます。

さて、荒井知事は、昨年春、新しい知事として、奈良「新・都」構想というロマンがあるマニフェストを掲げて登場されました。その後、東奔西走の奮闘をされている様子は、大変評判がよいでございます。この評判のよい知事に、あれやこれや、いろいろ質問をいたしますと、知事の機嫌を損ねるのではない、いい答弁をいただけないのではない、そう思いますので、いささか遠慮ぎみの質問というようにさせていただきたいと、かように思うわけであります。そしてまた、既に代表質問なり先日の質問で同じような項目の質問が行われておりますが、いろいろお互いには考えが違った面もありましょうし、あるいはまた、強い関心事でもございますので、あえて質問をさせていただきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

まず第一に、医師不足の解消と救急医療体制の具体策のために、お尋ねをしたいと思います。

昨年十二月に県議会の催しで文化講演会が開かれました。県立医科大学の吉田修学長の講演を聞かせていただいたわけではありますが、「今、医師に求められていること…医学教育の立場から」というテーマだったと覚えている次第であります。医師の倫理や人格、知の三角形なる知の創造、知の継承、知の活用等の相関相乗について、あるいは県立医科大学の「より広く人類の福祉と医学の発展に寄与できる人材を育成」という教育目標は、アドミッションポリシー、入学者受入れ方針の一つとして、「地域医療に貢献する熱意を持ち、国際的な視野で考え、行動できる人」を求めている内容だったと記憶をいたしております。

奈良県立医科大学附属病院は、我が奈良県民の健康・安全のための医学・医療の中核をなすセンターの存在であることに改めて感じ入ったところではありますが、今日、県民の医療に願う強い思いというものは、救急あるいは妊産婦にかかわる昨今のトラブルなどの経緯から、極めて深刻であります。医は仁術なりの倫理を改めて問い直すことも当然ながら、改めて県政の重要課題として、医師の偏在、医師の不足、これらへの対応、医師の勤務環境の改善、人材養成の支援・奨励など、充実策が緊急肝要であることが自明になっております。

先般、中央社会保険医療協議会において診療報酬の改定がなされ、勤務医の処遇改善などが厚生労働大臣に答申され、国にあっても種々対策が講ぜられているようであり、もち

ろん、医療問題は国を挙げての課題ではありますが、我が奈良県にあっても全国の先をゆく積極的な対策を求めたいものでございます。

例えば、公共病院は種々性格上、経営の困難があるにしても、救急患者をすべて受け入れるべき病院体制をむしろ基本的に考え、確立すべきであります。救急患者の発生の具体的実情を的確にとらえる、とりわけ年末年始には救急発生は多いようではありますが、これら一日最多の救急発生件数に照応した医師の確保、そのための人材養成をどのように進めていくべきか考えるべきです。特に産科、小児科、麻酔科の医師不足、夜間の急患体制の医師布陣の強化など、医師の補強計画を明確にさせての対策を求めます。

また、周産期医療ネットワークの整備も急がれてはおりますが、助産師も包含した本来機能すべき地域の医療体制づくりを進めるべきであり、助産所の存続、新規開業を支援し、お産難民を救うべしであります。

なおまた、県民、国民すべてがみずからの健康・安全に備えて、開業医診療所の協力体制のもと、主治医やかかりつけ医の登録などを行う制度を設けて、医師と県民とが日常的につながった救急医療の万全体制など考慮し、推進してはいかがでしょうか、知事に一層の積極性ある具体策を尋ねる次第でございます。

二つ目は、産業・観光対策のための教育のあり方についてでございます。

経済の活性化は、口ぐせのごときお互いの願求であります。景気は上昇気流にありというデータは示されてはいても、農山村の中小零細企業にはご縁が遠いと言わざるを得ません。

知事は、今議会に、県の経済活性化に向かって、企業立地促進条例と中小企業振興基本条例を提案され、また、平城遷都一三〇〇年祭イベントに合わせながら大型観光キャンペーンと絡めたVIPクラスのホテルの誘致などによる、奈良を国際的舞台にとアピールされているビッグなご努力は誠にうれしい。成果を大いに期待いたしているところでございます。

さて、ハイテクやベンチャーなど近代科学に目を奪われがちな経済社会ではありますが、伝統ある地場産業なしに経済も生活も成り立ちません。既に私は、中小零細な経営者の組織化に努め、経営者との交流の中で、経営者の足腰論や地場産業の学校教育との関係を提起してまいりました。つまりは、地域経済の中で論じられている地産地消の提起に通ずるものであります。学校において、我がふるさとの地域に何が伝統、自慢なのかという教育であります。

モデル的な教育実践はありますが、農家でありながら田づくりを知らない。産地産業である家業を手伝う経験もない。ふるさとの主な産業がどんなものなのかを知らない。多くはそんな子どもたちの教育現実であります。このような状況の中で、地場産業の振興策を外に向かって発信してみたとして、空砲でしかありません。小中学校、高校においても、国語や社会科の授業に、地理も歴史も商工業、農業、産業、そして観光、名所史跡などを見

聞、経験させる参加型授業が大切だということでもあります。さらには、郷土の貢献者、苦勞人を知り、郷土の遺産、財産を継承してもらいたいものでございます。

我が子や孫へのしっかりした郷土授業を確立させることも極めて肝要ではないでしょうか。都市へのあこがれ、農村離れの格差社会の構造に抵抗するためにも、郷土の産業振興、観光振興などについての学校教育方針を教育長にお尋ねをいたします。

ふるさととはだれにもある、ふるさととの話をしようという都会暮らしだけの世相にならぬように、むしろ、ふるさとを守ろう、ふるさとを開こうという会話の広がることを願う次第でございます。

三つ目は、産廃税の還流施策についてでございます。

産廃税の産廃処分場の集中する自治体への還流施策については、再三要請をいたしてまいりましたが、産廃処分場の設置されている地域や自治体の苦渋が全く理解されないままの県の対応であり、遺憾であります。排出抑制、減量化、再生利用等を促進する事業を当初の用途目的のみにこだわり過ぎて、本来の産廃処理にかかわる精神苦渋を直接こうむる関係住民への配慮が全く欠けています。排出企業は社会的責任という立場での税負担者であり、処分場地域の住民・自治体は、社会的被害者の立場に置かれているという相関関係を改めて認識されたいものでございます。重ねて、御所市をはじめ中南和の産廃処分場集中の自治体への産廃税の還流的施策としての補助制度の確立を求め、知事の所見を求めます。

四つ目は、京奈和自動車道の整備・促進などについてでございます。

ガソリンの値上がり、道路特定財源にまつわる話題とともに、京奈和自動車道御所区間はいつ供用ですかという問いがしきりでございます。いかに答えればよいか、知事にお伺いをいたします。

物価、とりわけガソリンの格段異常な値上がり、企業にも生活にも大変な圧迫となっています。国民負担の軽減、税は安いにこしたことはない。行政サービスは隅々に届けてほしい。当然のことでございます。私の心境は矛盾で揺らぎつつも、南和に住む者として、過疎化を食いとめる施策を強めてもらいたい。南和地域の振興や、なら・半日交通圏道路網構想の継続推進であります。京奈和自動車道とその側道やアクセス道路を推進、実現をぜひにと願う次第でございます。

現在、国会において道路特定財源の暫定税率の延長や地方道路整備臨時交付金制度の継続を含む予算関連法案が審議されていますが、まずは道路特定財源の確保ありきはやむを得ない事情と存じております。国の高規格幹線道路網計画約一万四千キロメートル、未供用部分約四千八百キロメートルの中に奈良県内の道路はどれほど含まれているのか、そして、受益者負担としての目的税である道路特定財源の暫定税率等の存続の有無によっては、国、県、市町村が整備する本県の道路の整備・延長にどのような影響が及ぶのか。なお、御所区間にかかわるサービスエリアがパーキングエリアにかわったというような動き、計

画はどうなっているのでしょうか。地域振興につながったものになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、部落解放と人権施策についてでございます。

本年は、部落解放に因縁する年になります。明治の初期、政府は日本の近代化のためにお布令を出しました。一つには、散髪脱刀令です。チョンマゲを切り、刀は持ち歩かないということ。一つは、芸娼妓解放令です。女性を卑しめる商いはいけないということ。そして、もう一つは、旧暦の明治四年八月二十八日の解放令です。賤称はなくす、身分も職業も平民同様にすべしということで、このお布令に被差別部落民は大喜びです。しかし、差別した側の人々は不満です。そこで、そのお布令は五万日、日延べになった、喜ぶのはまだ早いという逸話か寓話なのかが語り継がれてまいりました。あれから五万日、百三十六年と三百二十六日が本年の九月三日に到来するということです。悔しいことではあります。部落差別は、陰に陽に今なお厳然と存在いたしております。差別の根深さを、逸話、五万日の日延べはよくぞ示したものだと言えましょう。行政書士や司法書士などの有識者による戸籍・住民票等の不正取得が横行し、改正戸籍法につながりました。そもそも、なぜこのような不正が起こるのか。その背景に部落差別があります。

約三十年前に、全国の被差別部落の所在地を一覧表にした図書が販売されました。部落地名総鑑といいます。その制作者は探偵社を営んでいたときの経験から、身元調査の九九％は部落出身かどうかを知りたいというものだったので、このような本をつくったら売れると思ったと証言しています。三十年を経過した今日もなお、インターネット上に被差別部落の地名の一覧が掲載されたりしております。いまだ根強い部落に対する忌避意識、差別意識が渦巻いていることは明らかであり、有識者らによる不正の事例は氷山の一角と言わなければなりません。まだまだ厳しい部落差別があるということをご認識されたいのであります。

さて、こうした差別身元調査、戸籍・住民票等の不正取得事件に対する取り組みや、個人情報保護の機運の盛り上がりの中で、平成十八年六月、探偵業の業務の適正化に関する法律、探偵業法が制定されました。この法律は、第一条に「探偵業について必要な規制を求めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資すること」とうたい、第九条では、探偵業者は、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならないとしています。また、探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に一定の事項記載した届出書を提出しなければならないことになっており、公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対して、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることも規定されているわけです。

法の制定から約二年近くが経過した現在、奈良県における探偵業者の実態はどのようなものか。私の入手した資料では、平成十九年六月末に十二業者であったものが、十二月末には二十八業者と増大している実態があります。これをどのように受けとめられているのか、問題になるようなケースがなかったのかどうか。今後、どのように差別身元調査を防いでいくのかといった方針も含めて、明らかにしていただきたい。

付言するなら、大阪府では、興信所探偵社等規制条例があり、差別身元調査の実態解明にも効果を上げていていると聞きます。探偵業の街路看板などの存在は、今日的な人権文化の発揚の願いから見れば、いかがなものでしょうか。ぜひとも県行政の差別防止への強い決意を求めるものでございます。

時代とともに、差別はインターネットや電波に乗って広がっています。今、人権侵害救済法の制定が国政のそ上にあります。あらゆる差別撤廃のためにも、人権文化の向上のためにも実現を願います。

憤怒にたえないこととして、差別感情に差別助長を上塗りするえせ行為が横行しています。また、反対のための反対を唱え、部落解放の論理破綻を起こし、行き詰まり、同和施策の成果の一面をとらえ歪曲し、弱者たちにねたみをあおるなど、倫理から外れたネガティブキャンペーンも続いています。また、おれは偉くなった、差別の問題は同和だけではないと部落解放から卒業宣言する者など、被差別、反差別をめぐる思慮や行為はさまざまでございます。

私たち、私の関係をいたします部落解放同盟は、大和同志会の「わが徒の志士 決起せよ、自覚せよ、自治を強固にせよ」、水平社の「人間性の原理に覚醒し、人類最高の完成に向かって」という二つの流れの運動史百年を和合・継承し、今「両側から越える」をモットーに、差別、被差別の壁を撤去すべき運動を展開してまいります。開館満十年となる水平社博物館は、近く二十万人目の来館者を迎えます。また、本年は全国同和教育研究大会を奈良にて開催され、近く人権教育と人権啓発を力強く発信していただきます。県、教育委員会のご支援をお願いをいたします。

県政にありて、同和问题や障害者問題をはじめあらゆる人権課題にかかわる重要性をしっかりととらえていただいていると存じますが、改めて現状認識はいかがか、お尋ねし、今日的な基本施策と課題解決の展望について、人権侵害救済法の必要性をも含めて、知事の所見をお伺いする次第でございます。

心地よい答弁を期待をいたしまして、演壇からおろしていただきます。（拍手）

○議長（辻本黎士） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十四番川口議員のご質問にお答えいたします。

最初に、医師不足の解消と救急医療体制の具体策について、種々有益なアイデアも提示されながらお尋ねがございました。

まず、医師の確保、人材養成についてであります。平成十九年十月現在、県内病院の医師数は千五百六十二名でございます。調査によると、約二百八十名の医師がまだ不足し

ていると病院が回答している状況です。診療科別では、麻酔科、産婦人科、精神科、脳神経外科、小児科などが特に不足している状況です。医師が病院の勤務から去っていったり、勤務条件の厳しい診療科を敬遠する傾向は、全国的なものですが、県内の医師不足解消は、喫緊の課題だと認識しております。

県の取り組みとしては、現在まで、県立医大の入学生五名への修学資金貸与、医師の紹介やあっせんを行うドクターバンクの整備などを行ってきましたが、今、議会に上程しております新年度予算案においては、新たに県内外の医学生、研修医師対象の修学研修資金の創設、医大及び県立病院医師の給与の改善を図ることとしており、必要な医師確保に積極的に取り組む考えでございます。

また、かかりつけ医としての開業医、産科医療の一たんを担う助産師も含む県内の医療資源を最大限活用して、望ましい地域の医療体制を確立することは急を要する課題です。新年度早々にも、地域医療等対策協議会を発足させ、テーマを分け、適切な関係者に参加してもらい、約一年かけて結論を出したいと考えております。東京のiスタジオの売却益も、この結論に沿った医療システムの改善の中で、県立医大、県立病院の施設整備に使用することとしております。問題があまりに複雑・深刻なので、今日現在では、お求めの具体策を持ち合わせていないのは残念ですが、この一年間大いに勢力を結集して、よい結論を得たいと考えております。

二番目は、教育長に対するご質問だと理解いたします。

次に、産業廃棄物税の還流施策についてのご質問がございました。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出の抑制と再生利用、減量、その他適正な処理の推進を目的に導入しているもので、これまで、その目的に沿って事業者のゼロエミッションの取り組みへの支援や、産業廃棄物監視センターによる監視パトロールの強化など、循環型社会推進のために活用してまいりました。産廃税を、産廃処分場の集中する自治体へ還流する施策の考え方は、議員のかねてからのご持論と聞いております。また、産業廃棄物最終処分場を抱える市町村が、財政難を抱えながら地域環境の保全や住民不安の解消などにご苦労いただいていることは承知をしております。しかしながら、産業廃棄物税が用途を限定した目的税であることから、税金として取ったものを、一部市町村に資金として還流するといったことは、制度としては極めて困難なものと考えております。ただ、産廃税の用途をこれまで少し限定的に考えている傾向もあることから、産廃税の趣旨、目的を逸脱しないよう配慮しつつ、工夫を凝らして効果的に行う必要があるものとも考えております。

そのような観点から、平成二十年度では新たに、産業廃棄物処分場所在市町村が実施する処分場周辺環境対策事業や産業廃棄物の不法投棄防止事業に対し、三分の二または二分の一を県が補助する地域環境対策事業を創設し、市町村の地域環境対策を支援することといたしました。今後、この制度の施行の状況を見ながら、産廃税の利用の仕方について、関係市町村とも率直な協議を重ねていきたいと思っております。

京奈和自動車道についての幾つかのご質問がございました。



御所区間はいつ開業されるのかというご質問がございました。

京奈和自動車道御所区間の供用時期については、財源確保が前提となりますが、国のほうからおおむね十年での供用を目指す区間に含まれると聞いております。また、御所区間の促進に当たっては、ＪＲ奈良駅周辺連続立体交差事業が山を越しそうなことから、県といたしましては、ＪＲ連続立体・幹線道路事務所に京奈和推進課を新設することといたしており、地元調整や用地買収等にも県も積極的に国に協力し、早期供用に向けて一層進めてまいりたいと考えております。

京奈和自動車道の関係で、国の高規格幹線道路網計画の未供用部分の中に県内の道路はどれだけ含まれておるかというご質問がございました。

国の高規格幹線道路網計画は約一万四千キロメートルございますが、奈良県内の部分はそのうち全体で約九十七キロメートルでございます。これは、沖縄県の七十七キロメートルに次いで四十六位でございます。このうち既に供用されている道路延長は、全国で約九千キロメートルございますが、奈良におきましては、昨年度開通した京奈和自動車道約十六キロメートルを加えても、平成十九年度末見込みで全国最下位の約六十五キロメートルとなっております。長崎県、沖縄県、鳥取県、高知県などがその少し上に位置されております。近隣の和歌山県では百キロメートルの高速道路が既に開通しております。また、未供用部分についてでございますが、国の未供用部分は約四千八百キロメートルでございます。先ほどの全体一万四千キロメートルの計画の約三六％が未供用でございます。奈良県内の部分は、未供用四千八百キロメートルのうち約三十二キロメートルということになっております。奈良県の計画九十七キロメートルに対し三三％の未供用率ということでございます。御所区間や大和北道路などが含まれております。また、供用延長には名阪国道も含んでおる統計でございます。

引き続き、京奈和自動車道の関係で、暫定税率の存続についてのご質問がございました。

道路特定財源諸税の暫定税率等が廃止された場合のことでございますが、国の税収は三・三兆円から一・六兆円におおむね半減いたします。現在、京奈和自動車道の建設に対する事業費は、年間約百五十億円でございますが、仮に事業費が同様の割合で減少した場合、年間の投資事業費は約七十億円になります。例えば、京奈和自動車道の事業費を全額御所区間に投資した場合でも、御所区間の残事業費が約千億円でありますので、十年間で約七割程度しか完成できないということが予想されます。道路特定財源の暫定税率等が廃止されると、奈良県で約百億円、県内市町村で約七十億円が減収されます。仮に十年間減収が続いたとすれば、現在事業中、また過去三年間で完了した県事業の一キロメートル当たり事業費は約三十六億円でございますので、その十年間の減収額は、県分で約二十八キロメートル、市町村分で約十九キロメートルの整備延長に相当するものでございます。以上は一定の仮定のもとでの試算でございますが、道路特定財源諸税の暫定税率等の廃止の影響は大きく、道路整備のおくれている本県にとっては、特に同制度を維持することは重

要であり、国会において審議されている予算関連法案の本年度内の成立を強く望んでいるところでございます。

引き続き、京奈和自動車道の関係で、御所区間に係るサービスエリアとパーキングエリアのことについてでございます。

京奈和自動車道は、当初有料道路として計画され、仮称でございますが、御所南インターチェンジ付近にサービスエリアの機能を持った施設を整備する構想でございました。しかしながら、大和区間と同様、このまま国の直轄事業として整備がなされた場合、国は道路管理上必要な施設として、駐車場、トイレ等を備えたパーキングエリアとして整備すると聞いております。サービスエリアとパーキングエリアの違いは、レストランとかガソリンスタンドがサービスエリアの場合は設置されているといった違いだと聞いております。一方、当該箇所は、近畿圏において高速道路及び主要国道とネットワークを形成し、県道路網の南北軸となる京奈和自動車道で計画されている県内唯一の休息施設であり、これを観光情報発信や特産物販売等で活用することは、県としても地域振興の観点から非常に重要と考えております。このことから、当該場所の活用については、これまで、国、県、御所市の担当者による勉強会を平成十八年十月から三回実施しているところでございます。今後は、農産物、地場産品、商工等地域の産業、経済の活性化につながるような整備が実現するよう、商工関係者、農産物生産者等にも参画いただき、民間活力の導入も含め、よい施設整備ができるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、探偵業法についてのご質問がございました。

昨年六月、議員ご指摘の探偵業の業務の適正化に関する法律が施行されました。平成二十年二月末日現在、県公安委員会に届け出ている業者は三十業者だと聞いております。また、これまで探偵業法に抵触する県内の業者はないと、県公安委員会から聞いております。

同法では、議員ご指摘のありましたように、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために、探偵業務を行ってはならないとされており、同法に違反した場合、探偵業者に対する県公安委員会の必要な措置の指示、営業の停止や廃止の命令と、それに従わなかった場合、懲役・罰金といった罰則が定められているので、これらは探偵業者の差別を助長する身元調査等違法な行為に対する抑止力になるものと期待しております。また、同法では、依頼者は、探偵業務に係る調査の結果を違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面を探偵業者に交付しなければならないとしており、この規定も差別を助長する身元調査防止のためのものと承知をしております。

法の規定の遵守励行は重要でございますが、法の効用の限界もあるかもしれませんので、法の規定する抑止力だけに依存せず、個人・企業が差別を助長する身元調査を依頼しないよう、環境醸成が不可欠だと思います。県では、従前から、身元調査をしない運動とともに、企業主を対象とした企業主人権・同和問題研修会を開催し、公正な採用選考や企業における個人情報保護等、企業の社会的責任としての人権意識の高揚に努めてきたところでございます。今後も、人権尊重の社会の実現に向け、人権教育・啓発の機会の提供に努め

ながら、差別を助長する身元調査の防止をはじめ、あらゆる人権侵害の防止に取り組んでまいり所存でございます。

最後に、部落解放と人権問題について、人権擁護法の関係も含めてお尋ねがございました。

県では、これまでの同和行政の成果を踏まえ、これを人権行政へと発展させてきたところでございます。特に、平成十六年に策定した奈良県人権施策に関する基本計画では、同和問題や障害者、外国人等さまざまな人権問題を重要課題として位置づけ、人権教育・啓発の推進を柱に、それぞれの課題解決に取り組んできております。しかし、ご指摘にもありましたように、インターネット掲示板への差別書き込みや、行政書士などによる住民票等の不正取得、子どもや高齢者への虐待、学校、職場でのいじめ、ハラスメントなど、今日的な問題も発生し続けており、人権問題は依然後を絶たないのが現状でございます。

また、昨年の人権擁護に関する世論調査でも、人権が侵害されるようなことが多くなってきたと答えた人がふえている状況でございます。このように、差別や人権侵害は、種類、量とも拡大しており、根絶するにはなお難しい状況でございますが、県としては、あらゆる分野における人権尊重の視点に立った行政の推進を基本姿勢としており、今後も引き続き、国、市町村、関係機関・団体等と連携協力し、県民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に向けて取り組む所存でございます。

話は変わりますが、今アメリカでは、バラク・オバマというアフリカ系アメリカ人が民主党の大統領候補になり、米国大統領になるかもしれない状況です。私は二つの点で感銘を受けております。四十年前にアメリカに留学したときは、黒人に対する差別意識がとても強かったのに、今は白人も含めた多くのアメリカ人が大統領候補として彼を受け入れております。また、オバマ氏は黒人であることを強調せず、人種差別をてこにした政治スタンスをとっていないことがございます。アメリカの進歩は、人種差別、人権侵害を、政治や行政だけでなく、司法で撤廃しようとしたことにあると思います。司法は、人権の最強で最後のとりででございます。このような観点から、人権侵害の被害者の救済や防止を目的とする人権擁護法案については、司法による救済を基本としている点を評価し、国会議員時代もそのように発言してきました。法の支配、法のもとの平等の原則にのっとり人権侵害を防止することが大事であると思っております。

私の答弁は以上でございます。

○議長（辻本黎士） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）四十四番川口議員のご質問にお答えをいたします。

私には、産業・観光対策のための教育のあり方について、郷土の産業・観光などを見聞、経験させる参加型授業が大切と考えるが、教育方針をお尋ねいただいております。

子どもたちが郷土の産業や歴史文化、それらを支えてきた先人について学習をし、郷土に対する理解と愛情をはぐくむことは、次代を担います人材育成の視点から重要と認識を

いたしております。そうした学習の際、実際に見学したり体験したりすることで深化が図れると考え、体験的な学習を奨励するとともに、実施状況の把握にも努めております。

本年一月の調査では、小学校で約八割、中学校で約六割の学校が、地域の伝統文化に触れたり、文化遺産を見学したりする体験活動を実施しております。また、小学校での職場見学や中学校での職場体験の実施率は九割を超えております。高等学校では、県内企業の協力を得まして、生徒が工場で実習したり、技術者が学校に来ていただいて、技術指導していただいたりする奈良県新ものづくり教育事業を本年度から実施をいたしております。また、本県の歴史や観光に視点を当てた学科やコースにおきましては、観光ボランティアガイドや発掘調査等に生徒が取り組んでおります。現在、ものづくり体験等で学校に協力いただける熟練技能者のデータベース化に取り組んでおりまして、子どもたちが奈良県の地場産業を支える方々から、技術面だけではなく、職業にかける情熱や誇りなどを学ぶ機会の拡充を図りたいと考えております。今後も、子どもたちの体験的参加型学習を一層進めまして、郷土への理解や愛情を深める教育の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 四十四番川口正志議員。

◆四十四番（川口正志） 知事のほうからも、教育長のほうからも、おおむね理解できると回答、答弁をいただきました。

いろいろさらに深く議論をしたい向きはあるわけでありますが、時間の関係もありまして、幸い予算委員会にも参加できるようになっておりますので、その機会にまた意見を交わし合いたいと、かように思います。

終わります。

○議長（辻本黎士） 次に、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。（拍手）

◆三十一番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子でございます。

今回、日本共産党は、三人目の質問に立たせていただくことができました。これもひとえに、昨年の統一地方選挙で共産党五議席を誕生させていただきましたたまものと心からお礼を申し上げます。また、去る二日終わりました高取町町長選挙におきましては、地元でしがらみのない、できるだけ若い候補者をとの要請を受けまして立候補いたしました正木敦候補に対しまして、告示五日前の表明にもかかわらず、四一・九%の得票をいただくことができました。これは、町長逮捕に対しまして、町の大型公共事業が町民のためのもではなく、一部の利権あさりのためだったということが町民の怒りが広がった結果だと受けとめております。住民が立ち上がれば、今情勢が大きく変わる、こうした時代であることに確信を持ち、ただいまから一般質問をさせていただきます。

代表質問で宮本議員が、医師確保問題を取り上げましたので、私は看護師確保対策で知事に質問をさせていただきます。

救急患者の受入れが困難、退院しても行き場のない高齢者、住みなれたまちで安心して子どもが産めない。今地域医療は崩壊の危機に直面をしております。今年度予算の最初に、知事は地域医療対策を掲げました。その内容も、奈良県の医療をよくしていこうという意気込みを感じるものです。奈良県立医科大学に創設される総合周産期母子医療センターは、五月オープン予定と聞いておりますが、医師は何とか見通しがあるが、看護師がいまだに確保できないと聞いております。どんなにお金をかけて、どんなに立派な施設をつくっても、医療は医師、看護師などのスタッフがなければ成り立ちません。

先日、看護協会に行って驚きました。ナースバンクに登録をされている方の五七・八%が、今実際に看護師として働いている人で、未就業者は四一・七%でございました。二〇〇七年、看護師の労働健康実態調査では、七人中六人が仕事をやめたいと考えており、ミス、ニアミスの不安があると答えたのは、九二・四%にもなっております。一人の看護師さんが、昼は十人、夜は二十人もの患者さんを見ております。高度医療や新しい機器が現場に入り、また患者の高齢化や重症化で手のかかる患者さんがふえています。また、医療スタッフも、派遣やパートで、現場では十分な連携もとれません。オペが多く、いろいろな業務に追われて大変、患者さんの清拭をしてあげたり、御飯を食べさせてあげたい。歩きながら患者さんの質問に答えているような状態。ケアマネとして往診にも行っている。患者さんからは、今は私と話しているんだから、目を見て話してくださいと指摘された。限られた人数で勤務表をつくりながら、退院先や家族の相談、少ない医師のもとで医療事故と隣り合わせの現場、もう疲れました、あすからやめますというスタッフ。何とか定年まで頑張りたいと思っても、高度な医療についていけない自分自身の限界を感じるというベテランの師長さん。身動きできない患者さんが、看護師さんを気遣いながらブザーを押しています。看護師さんをふやして、安心安全の医療を受けたいとの願いは、今や、現場で働く医療スタッフにとっても、患者さんにとっても切実です。奈良県の看護師不足は、平成十八年、厚生労働省の調査で看護師、准看護師の合計は、全国四十位、全国平均並みにするには千五百四十四名の看護師をふやす必要があります。お隣の和歌山県は全国二十二位ですが、和歌山県並みにするには、四千十三名の看護師をふやす必要があります。

そこで、知事に伺います。奈良県の看護師不足について、必要な調査を行い、原因の分析、対策を検討する検討会を、関係者を含めて早急に立ち上げ、看護師需給計画を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、今年度から看護職員復職応援事業が導入されることになりました。静岡県では、平成十八年度、潜在ナースが医療現場で研修することによりまして、五十人の研修生のうち四十八人が職場復帰をするなどの成果が出ております。現場復帰を希望する潜在ナースが使いやすいような制度にするために、受入れ可能であれば、多くの医療機関が事業に参加できるようにするべきと考えますが、いかがでしょうか。また、看護師の奨学金制度は、平成十六年から公立の学校に進学する場合は、対象から外されてしまいました。平成十六年には一億四千四十二万円の予算で四百八十四名に貸し付けておりましたが、平成十七年

には六千六百九十四万円、二百二十五名に減り、平成二十年度では二千七百五十四万円で、六十六名の貸付け予定。このうち新たに受けられる新規は三十四名分しかありません。しかし、現実には、県立医科大学ですら不足をしております。貸付枠を広げ、公立も対象にして枠を広げるべきと考えますが、いかがでしょうか。看護師が安心して働き続けるためには、仕事と子育て・家庭生活が両立できる対策は欠かせません。県は、働きやすい環境をつくるためにどのような取り組みを進めるのか、お伺いいたします。

次に、福祉部長に質問いたします。

後期高齢者医療につきましては、四月から予定の後期高齢者医療に対しまして、不安と大きな怒りが広がっています。今、制度の中止・撤回が国民の世論になっています。国会では、四野党で、後期高齢者医療の中止撤回を求める法案が共同提案されました。全国五百十二自治体で、中止・見直しを求める意見書が提出をされております。七十五歳以上の方々は、戦後の焼け跡の中で身を粉にして働いてこられた人たちです。その高齢者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律は、医療費の適正化だけを目的にしています。

老人福祉法の第二条は、高齢者は多年にわたって社会の発展に寄与した者として敬愛され、尊重されなければならないという崇高な理念がありますが、同じ二条でも、奈良県後期高齢者広域連合条例の第二条では、葬祭費が書いてございます。長生きはだめですかとの声が上がるのは当然ではないでしょうか。さらに、七十五歳以上の高齢者と六十五歳以上の障害者を対象にした年齢で差別をする保険制度は、世界にはありません。保険料は少ない年金から天引きされますが、奈良県では、平均月額六千円にもなり、介護保険の平均月額四千円と合わせると、年金から二カ月分、二万円も天引きをされることになります。年金が月額一万五千円以下の場合は、直接支払いますが、保険料を払わなければ保険証を取り上げるのは、人権侵害です。保険者である広域連合は、低所得者減免対策を行い、保険証の返還を求めるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

また、国民健康保険との関係では、これまでの医療分、介護分に新たに支援分が加わるというように、国民健康保険料が変更されますが、これまでと比べて、被保険者の負担がどのように変わるのか、また、県下の自治体では、これをきっかけに国民健康保険料を引き上げる動きがあると聞いておりますが、現状を伺います。七十五歳以上の方については、これまでの基本健診にかわり、この四月から後期高齢者の健康診査制度に変更されます。厚生労働省は、健診対象を絞り込む必要があるとして、現在血圧を下げる薬、インスリン注射、また血糖を下げる薬、コレステロールを下げる薬の一つでも該当すれば、健診実施の必要が薄く、対象から除くように指示をしました。七十四歳までは、高血圧の薬を飲んでも健診を受けることができているのに、七十五歳になった途端に健診の必要がないという取扱いは、合理的な理由はないと思います。これらの方々についても、希望者には健診を実施すべきと考えますが、県の考えをお聞かせください。

また、広域連合のもとにつくられる運営懇話会は、メンバーを公募して民主的に運営するべきではないでしょうか。



次に、セーフティネットについて質問いたします。

構造改革によって格差と貧困が広がり、低所得者、高齢者、障害者、母子家庭など、一層厳しい生活が強いられます。地域のつながりが薄れ、餓死、孤独死、自殺が多発しています。二〇〇七年の家計調査では、貯蓄ゼロだと回答した世帯は、全世帯の二割、貯蓄残高が減ったとする家庭は四割で、定期収入がなく貯金を取り崩したからが五割、老後の不安は八割に及んでいます。リストラ、失業、病気、高齢など、だれもが絶対的貧困に陥る危険性があります。そんなとき、セーフティネットとして生活保護制度があります。生活保護は、働いているかどうかにかかわらず、生活に困ったとき、国民のだれもが、憲法二十五条や生活保護法に基づいて権利として最低生活の保障を請求できる制度です。

しかし、実際には権利として受けられることが知らされていません。役所によっては、失業は生活保護の申請理由にならない、まず仕事を探せなど、実情を無視して申請を拒否している実態があります。制度をきちんと周知する必要が求められています。奈良県的生活保護のしおりやホームページには、生活保護制度は憲法二十五条に基づくことが書かれていません。改善すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、申請用紙を市町村窓口において申請しやすいようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。生活保護で医療を受ける場合は、その都度医療券を福祉事務所まで取りに行かなければならず、休日夜間の急病の際には、医療券の交付がなくても医療を受けられるような仕組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

だれにも見とられず、一人亡くなって発見される孤独死について、最近身近に聞くようになってきました。ところが、その実態も把握されていません。県警の独居高齢者の死体取扱い状況では、平成十六年に百六十二件だったものが、平成十九年には二百七十四件に増加しています。また、二百七十四件のうち病死によるものが二百三十四件と八割に及んでいます。全国では地域のネットワークづくりなど、さまざまな取り組みが広がっています。奈良県として、孤独死を発生させないようにするためにどのような取り組みが必要であると考えているのか、伺います。

次に、五位堂駅のエレベーターの設置について質問します。

近鉄五位堂駅は、真美ヶ丘ニュータウンの玄関口として人口もふえ、県下で十一番目に乗降客が多い駅になりました。既に七つの駅にはエレベーターが設置されており、大和西大寺駅は今年度予算で設置されることになっております。ＪＲ奈良駅は、現在工事中です。高齢化が進む中で、上りのエスカレーターはあっても、下りがなく、長い階段を手すりにつかまりながら、苦勞しておりているお年寄りをよく見かけます。車いすやベビーカーも大変です。近鉄五位堂駅のエレベーターの設置については、近鉄にも要望を続けていますが、地元の負担があり、大変と聞いております。県には住みよい福祉のまちづくり条例がありますが、奈良県としてどのような支援ができるのか、伺います。また、設置の見通しを伺います。

次に、食の安全について、健康安全局長に質問いたします。

中国産の冷凍ぎょうざによる薬物中毒事件は、有機リン中毒者が十名になりました。健康被害相談は全国に広がり、改めて行政の危機管理の不備がクローズアップをされています。事件直後、地元の葛城保健所、奈良県保健環境研究センターを訪問調査をいたしました。驚いたことに、農薬を分析する機器は十七年前に購入したもので、五年前には製造が中止になり、部品も手に入らないような状態です。また、今回のメタミドホスは、たまたま試薬があったために早く対応できましたが、昨年改正されましたポジティブリスト制度では八百種類の農薬が規制対象になっておりますが、奈良県では百十六項目しか検査ができません。また、試薬は三年で期限切れになりますが、それを購入する予算も十分ではなく、大変です。食の安全を守るには、これではあまりにもお粗末です。食の安全を守るにふさわしい検査体制についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

最後に、商工労働部長に質問いたします。

ヤマトハイミール食品協業組合は、県が融資した二十億円の中小企業高度化資金を返済しないまま、事実上倒産をいたしました。貸付金を三百五十二万円しか返済しないまま倒産したヤマトハイミール食品協業組合に対して、県は貸付金の全額返還を求め、連帯保証人に対して返還手続を行っておりますが、現在資産の評価や競売手続など、進捗状況がどのようになっているのか伺います。現在とっております債権回収措置について、万一にも貸し付けた二十億円全額の回収ができなかった場合には、県としてどのように対応されるのか、伺います。

ヤマトハイミール食品協業組合の設立に当たりましては、その事業目的に、奈良県食肉流通センターの残渣を処理するということが挙げられておりました。ヤマトハイミール食品協業組合は、倒産したというのに、現在も引き続き残渣の運搬を行っております。これでは、県への債務返済を免れるための偽装倒産ではないかという疑問の声も上がっております。この際、県が債権者としてヤマトハイミール食品協業組合の破産申し立てを行い、公正な法手続に基づいた債権回収を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で議場での第一問を終わらせていただきます。答弁によりましては議席から質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（辻本黎士） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、看護師確保対策のご質問がございました。

病院、病床があっても、医師、看護師がいなければ医療は成り立たないことは、議員ご指摘のとおりでございます。県では平成十七年度において、平成十八年から平成二十二年までの五カ年間の第六次看護職員需給見通しを策定し、その需給見通しをもとに、離職防止、再就業支援、養成確保等の確保対策に取り組んできました。しかしながら、平成十八年四月の診療報酬改定において、手厚い看護や労働環境の改善を目的とした看護師の増員配置が評価されたことにより、看護需要が大きく伸び、看護師不足に拍車をかけたところでございます。県としては、このような状況を受け、より効果的な確保対策を進めるため、



看護職員の需給計画の見直しも視野に入れ、県内の医療機関や福祉施設の新たな看護需要、さらに現職、潜在看護師を対象とした意識等についての調査を行い、また分析も行い、その結果については地域医療等対策協議会の場で活用し、看護師確保対策を重要テーマとして議論を深めたいと考えております。

次に、県では新年度、県内での看護職員の再就業を促進するため、新たに看護職員の復職を応援するため、長期に医療現場を離れていた人が職場になれることを目的とした技術研修を実施したいと考えております。議員お述べの協力病院については、研修指導者が確保され、希望者の受入れに柔軟に対応でき、研修体制が確保されていることが条件でございますが、県としては今後、県内の全病院に対し幅広く協力を呼びかけることとしております。

また、看護師等修学資金貸付事業についてでございますが、平成十六年度に国庫補助の廃止に伴い、公立看護学生への貸与を廃止いたしました。しかし、平成十七年度からは、修学資金制度全体の見直しを行い、特に確保が困難な二百床以下の医療機関等を対象とし、看護職員の充足と定着を図ることを目的に、修学資金貸付事業を県単事業として継続しております。議員お述べの公立学校への貸与については、当時、私立学校に比べて授業料が低く設定されている現状にかんがみ、廃止したところでございます。今日、その状況に大きく変化がないことから、貸与対象として見直すことは考えておりません。なお、県立看護学校については、運営費の約八割を一般会計から繰り出し、授業料を低く抑えているところでございます。

看護職員の定着促進のためには、女性が働きやすい環境づくりが不可欠であり、県では、仕事と子育てが両立できるよう、院内保育所に対し保育士の人件費などの運営費を補助し、支援してきたところでございます。いずれにしても、看護職員の確保対策は地域医療体制を整備する上で最重点の課題として認識しております。看護師さんがいないと、医師さんだけでは医療行為が行えないわけでございますので、来年度早々に設置予定の地域医療等対策協議会において、医師確保とあわせて、看護職員が専門職として働きがいを持ち、家庭との両立ができるような対策も含めた総合的な対策が確立できるよう取り組む所存でございます。

私のお答えは以上でございます。

○議長（辻本黎士） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、まず、後期高齢者医療にかかわって四点のお尋ねでございます。

一点目は、低所得者減免対策を行いながら、保険料の滞納者に対して被保険者証の返還を求めないようにすべきであるとのお尋ねでございます。

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、被保険者の所得に応じて、七割、五割、二割の軽減制度のほか、広域連合条例におきまして、災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた場合など特別の理由がある者に対する減免制度が設けられているところでござ

ざいます。後期高齢者医療制度は、保険料をいただいて運営をするものであることから、被保険者間の公平性を確保するために、保険料を滞納されている場合で一定の要件に該当するときは、財産について災害を受け、または盗難にかかった場合など特別の事情がある場合を除いて、被保険者証を返還をいただき、資格証明書を交付することとなっているところでございます。なお、資格証明書の交付に当たりましては、機械的に処理するのではなくて、納付相談等の機会を設け、個々の事情に応じた対応をするように、広域連合に対し指導・助言を行っているところでございます。

次に、国民健康保険の保険料負担額はどのように変わるのか。また、これをきっかけに保険料の引上げの動きがあるのかというお尋ねでございます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、保険料の賦課額につきましては、これまでの基礎賦課額、これは医療分であります、及び介護納付金賦課額に、新たに後期高齢者支援金等賦課額を加えた合算額となったところでございます。各市町村国保におきましては、平成二十年度の保険料の賦課額につきましては、国保財政の安定運営のためということから、やむなく引上げを予定されている保険者もあるように聞いております。具体的には、それぞれの国保運営協議会において審議をされ、市町村議会において判断をされることと存じております。

次に、健康診査制度の実施に当たって、制度の対象外になる者については、希望すれば健診できるようにすべきではないかとお尋ねでございます。

七十五歳未満の方を対象とした特定健診は、医療保険者に実施が義務づけられております。メタボリックシンドロームに着目をし、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出することを目的とされております。一方、後期高齢者を対象とした健康診査の実施は、広域連合の努力義務であります。生活習慣病を早期に発見をして、必要に応じた医療につなげていくことを目的としているところでございます。こういったことから、後期高齢者で生活習慣病の治療中の方については、必要な検査が治療の一環として行われている、また、健康診査を兼ねて実施する必要性が薄いと考えられております。また、生活習慣病の改善が困難な場合も多いことから、健康診査の対象から除外しているところでございます。

次に、後期高齢者についての最後であります、運営懇話会はメンバーを公募して民主的に運営すべきではないかというお尋ねです。

広域連合の運営懇話会は、被保険者や医療関係団体、有識者等から意見を聞く場として設置をされるものであります。被保険者の代表につきましては、現時点では公募をしないが、幅広い意見を制度運営に反映をできるように高齢者の団体等から委員を選任する予定と聞いています。なお、広域連合への民意等の反映につきましては、市町村長や市町村議会議員の代表から成ります広域連合議会、広く住民の方々から意見を伺うパブリックコメントなどが実施をされているところでございますが、今後も必要に応じてさまざまな手法により実施をされると期待をしているところでございます。

次に、セーフティネットについて二点のお尋ねでございます。

生活保護に関する県のしおりやホームページに、この制度が憲法二十五条に基づくものであるということを表示する、あるいは申請しやすくすべきであるということ、また、医療券の交付がなくても医療を受けることができる仕組みが必要だというお尋ねでございます。生活保護制度は、セーフティネットの役割を担う重要な制度であります。県では従来から、福祉事務所に対しまして、保護の相談時の細やかな対応や、申請手続の指導援助を行い、適正な保護を決定されるように指導してきたところでございます。県では、新年度には、保護のしおり及びホームページの更新を予定しております。その際、生活保護が憲法第二十五条の理念に基づく制度であることを明記することにいたしております。なお、このしおりと申請用紙を市町村の窓口置き、申請手続の指導援助をより一層徹底してまいりたいと存じます。

また、生活保護制度は、法定受託事務であります。そういったことから、標準的な事務の実施方法が国において定められております。医療券の交付を受けて受診をしていただくのが原則でございます。ただし、夜間や緊急時には、事後であっても、福祉事務所に連絡があれば、医療機関に直接医療券を送付するなど、緊急時の医療に支障のない取扱いをしているところでございます。ご理解賜りたいと思います。

次に、孤独死についてであります。孤独死を防ぐために、県ではどのような取り組みが必要と考えているのかとお尋ねであります。単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加をしている中で、社会的なつながりがなく、地域から孤立をし、生活し、亡くなれることが社会問題となっているところでございます。このため、国においては、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議を設置され、孤立死ゼロに向けた取り組みなどについて検討されており、近く提言される予定と聞いているところでございます。

この推進会議では、高齢者が地域社会で孤立することが問題と議論をされていますが、既に県内の市町村では、孤立を防ぐため、独居高齢者の訪問などをはじめ、民生委員による相談援助や老人クラブによる訪問活動、自治会などによる地域の住民活動、ボランティアやNPOなどによる取り組みなど、さまざまな見守り活動が地域の実情に応じて行われております。また、地域包括支援センターでは、このようなさまざまな取り組みの連携を図り、高齢者の生活を総合的に支援をすることが求められているところでもございます。県といたしましては、高齢者が地域社会から孤立をせず安心して暮らせるようにするため、地域包括支援センターが高齢者の総合相談機能を発揮できるように、人材養成や事例検討など、必要な支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、近鉄五位堂駅のエレベーター設置についてのお尋ねでございます。

県では、住みよい福祉のまちづくり条例に基づいて、公共的施設の整備を促進するために、駅のエレベーター整備につきましては、基金を設け、人にやさしい鉄道駅整備事業により、国及び地元市町村と協調した補助を鉄道事業者に対して行い、支援をしてきたところでございます。

一日当たりの利用者数が五千人以上、かつ高低差が五メートル以上の駅に該当し、国の補助基準等からもバリアフリー化を進めるべき駅と認識をしている県内の駅は、二十六駅でございます。このうち十六駅は既にエレベーターが整備済みでございます。未整備の十駅のうちスロープ整備などで対応予定の五つの駅を除きますと、エレベーター整備をする五駅であります。新年度、来年度であります。予定の近鉄大和西大寺駅、それと五位堂駅、大和八木駅、高田市駅、榛原駅の近鉄の四つの駅となっております。

そこで、お尋ねの五位堂駅であります。五位堂駅は橋上化がなされております。こういったことから、二つのホームと改札口のほかに三カ所の出入口があります。なお、階段にはエスカレーターが併設をされているものの、移動円滑化のために改札口の内外において一体的なエレベーターが整備をされる必要があるところと認識をしております。したがって、県といたしましても、これまでも、施設の設置者であります近畿日本鉄道株式会社に対しましてエレベーター整備について働きかけをしているところでもございます。また、地元の香芝市とも協議をしてきたところでございます。いずれにいたしましても、早期のエレベーター整備の実現に向けて粘り強く努力をしてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、食の安全について、その検査体制についてのお問い合わせでございます。

県内に流通する食品の安全性につきましては、毎年度、監視指導件数及び食品の検査件数を定めております食品衛生監視指導計画に基づいて小売店などから食品を抜き取り検査することで、その確認を図っております。今回の事件では、これまで残留農薬の検査をしておりませんでした輸入冷凍食品から、国内で使用禁止の農薬が検出され、その安全性に大きな不安と不信が抱かれているところでございます。このため、今月から輸入冷凍食品の残留農薬検査を開始いたしました。新年度は、全体の検査数をふやすとともに、加工食品に係る検査数も倍増する予定でございます。現状では、検査項目数や分析精度も適正な水準で実施していると考えております。ただし、使用年数が長い検査機器も多くあります。適正な検査体制を維持するため、必要なものについてはその都度更新してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 窪田商工労働部長。

◎商工労働部長（窪田修） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

ヤマトハイミール食品協業組合について、現在のヤマトハイミール食品協業組合の資産の評価や競売手続の進捗状況はどうなっているのかとお尋ねでございます。県といたしましては、組合に対して、債務の一括繰上償還請求を七月二十四に行い、担保物件であります工場敷地、工場建物、機械設備について、担保不動産競売申し立てを九月十九に行

い、十月三日に競売開始決定を経て、現在、奈良地方裁判所において手続中でございます。  
また、詐害行為取消請求訴訟を提起しておりました連帯保証人に対しましても、認諾を十月十二日に得まして、自宅の土地建物について、十二月六日に強制執行を申し立て、十二月十四日に競売開始決定が出されております。いずれも、資産評価も含めて、現在、奈良地方裁判所において手続中でございます。

次に、万一、貸し付けた二十億円全額の回収ができなかった場合、県はどのように対応するのか伺いたいとお尋ねでございますが、現時点におきましては、今申し上げました担保物件の処分等を進めて債権回収に全力で努めていきたいと考えております。

最後に、県はヤマトハイミール食品協業組合の破産の申し立てを行い、公正な法手続に基づく債権回収を行うべきと考えるが、とお尋ねでございますが、当該組合に対しまして破産手続開始の申し立てにつきましては、現在、控訴審において県に対して原告側から求釈明を求められております。その是非について弁護士と協議を行っておるところでございます。お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。

看護師さんの対策については、大変重点として考えていただけるという知事のご答弁、期待をしておりますが、もう少しその点で詳しく質問したいと思います。

一つは、奨学金の問題です。公立のところに対しては、学校に対する八割の補助とかあるので、金額の差があるのではということ、今のところはそのお考えがないということですが、平成十六年にこの奨学金の制度が見直しになりましたときに、聞いておりましたのは、国の補助金が無くなったために県が独自でこのような形で存続をしたというふうに聞いておりましたが、いろいろ調べておりましたところ、補助金はないんですけれども、交付金の中に、従来と同じ内容でのもが含まれているというふうに聞きましたので、今奈良県の看護学校に通われている方は、他府県と違う特徴は社会人の入学が多いということで聞いております。そのために、できるだけ学費も安いところでの希望されておりますので、ぜひ公立に行かれています方に対しましてもこの奨学金の制度を拡大していただきたいというふうに思いますが、その点で知事のお考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、定着につきましても、やはり奨学金を借りている方が県内の病院に就業するという率は非常に高いということで、看護師の確保対策にも有効ではないかというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、今年度から新たな制度で現場で研修を受ける制度をスタートしていただくことになっているわけですが、静岡県のことをいろいろと調べておりましたら、子どもさんを預けないと働けない、研修を受けられないということがありますので、その預ける場合の子どもの保育費用を支援したり、交通費を支援したりとか、そういうふうなきめ

細かな対応で現場研修していただくような体制などっておりますので、そうしたことも考えていただきたいと思いますし、奈良県の場合は十日間で三十人という今度の計画になっておりますけれども、静岡県の場合ですと五日間からできるコースが設けられています。それで、五日間のコースが非常にニーズが高いということで聞いておりまして、まずとりあえず五日ぐらいの研修を受けて、さらに必要であれば延ばすというふうに、潜在の看護師さんができるだけ研修を受けやすいようにして、地元の医療機関の就職につながるような対応策にしていきたいと思いますというふうに思いますので、その点、お願いしたいと思います。

それから、奈良県のホームページからナースセンターにリンクがされていないというふうにも聞いております。ナースセンターでは非常にきめ細かないろんな対応をされておりますので、こういう対策があるということをぜひ知らせていくためにも、リンクのほうをお願いしたいというふうに思っております。

それから、後期高齢者の医療ですけれども、後期高齢者医療につきましては、四月から始まるという予定ですが、ほとんどの人が、自分は一体幾らぐらい保険料を払うのか、どんな医療が、今までとどう違うのかということを知られていないというような状況があります。説明責任も十分に果たされておりませんし、どう考えましても、憲法二十五条にございます向上及び増進ということからかけ離れて悪くなる制度でございますので、私はこの制度は中止・撤回しかないんじゃないかというふうに思いますが、福祉部長はその点でどんなふうにお考えになっているのか、その点を再度質問をしたいというふうに思います。

それから、セーフティネットのところでは、憲法二十五条を書き込んだのに変更していただけるということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。皆さんから聞いておりますのは、やはり休日夜間、また子どもさんが修学旅行に行くときに、保険証を持ってきてくださいとか、保険証のコピーを持ってきてくださいとか言われるときに、そういうのもないというようなことがあります。そうしたときに、持っていけるような証明書のようなものを発行してほしいというのが強い希望でございますので、ぜひそれについては検討をお願いしたいというふうに思います。

ハイミールの問題につきましては、裁判でということでございますので、その進捗を見ていきたいというふうに思います。

○議長（辻本黎士） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 看護師確保の関係で、奨学金のことでございますが、公立学校の学生への奨学金を廃止したのは、先ほど申し述べたような事情でございますが、交付金に入っているかどうかということもあります。現実には奨学金が定着にどのように役立っているのかということが大事だと思います。また、社会人に対しての、社会人からまた看護師を希望されるという方もおられると思いますので、その方が公立に来られる場合についてのニーズがどんなものかということでございますので、先ほど申し上げました実態を把握する際の調査の中に入れさせていただきまして、その内容を分析して、先ほど申し上げま



した地域医療協議会のテーマ、看護師確保のテーマの中で対策を講じていきたいというふうに思っております。その内容については、またご報告する機会があろうかと思います。

次に、子どもを預ける場合のことにに関して、研修に短期研修を入れたらどうかということでございますので、そのことについても実態を、これはもう少し早く調査できると思いますが、把握して、それが望ましければそのようにしたいというふうに思います。

それから、ホームページにおける奈良センターへのリンクは、やってなければ、すぐさま改善、リンクするようにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） 後期高齢者の制度についてのご質問でありますけれども、私もといたしましては、四月一日の発足を目指して、無事にできるだけ制度がスムーズに発足をするように、広域連合ともども、市町村と一緒にあって、十分な指導やPRを含め助言をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、医療券につきましては、できるだけ支障のないような運用をしたいというふうに存じております。

以上でございます。

○議長（辻本黎士） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） 今、国のほうが財政赤字を社会保障の削減で財政の穴埋めをしようという大きな流れが来ております。社会保障が本当に今、経済効果のマイナス要因かどうかということをもう一度見直す必要があるのではないかとこのように思いますが、自治体問題研究所で研究しておりますある事例ですけれども、例えば、経済効果におきましても、社会保障も公共事業も医療保険も、遜色ないような状況が出ておりますし、特に雇用の効果を見ますと、一兆円のお金を投入した場合に、社会保障の場合では二十九万人の雇用効果、医療保険では二十二万人、公共事業では二十万人というようなことになっておりますので、もう一度社会保障を本当に大事にして、医師、看護師さん、また介護で働く労働者の方々が安心して働けるようなことにすることが奈良県の経済の活性化につながっていくのではないかとこのように意見を申しまして、私の質問を終わっていききたいと思います。

○議長（辻本黎士） しばらく休憩します。

△午後二時二十九分休憩

△午後二時四十三分再開

○副議長（中野雅史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四十二番山下力議員に発言を許します。――四十二番山下力議員。（拍手）

◆四十二番（山下力） （登壇）民主県民クラブの山下でございます。

三点に絞っての質問でございます。



私の一番目の質問は、道路特定財源を廃止し、一般財源に一元化することと、ガソリン等に加算されてきた暫定税率を廃止することについてであります。

道路特定財源制度は、道路建設が特に急務であった一九五四年に創設され、これまで五十四年間続いてきたものであります。しかし、今日では、教育や医療など、道路と同様に国民的ニーズの高い課題が山積しているものであります。これらは、一般財源の中から優先度を議論し、その配分が決められています。もはや道路財源だけを特定財源として特別扱いしなければならない理由は全く見当たりません。この特定財源は国土交通省の既得権として聖域化され、道路官僚と道路族議員の巨大利権や税金の無駄遣いの温床となってきました。この際、これら特定財源を廃止して一般財源に一元化することから、古い政治のシンボルであった道路政策を見直し、望ましい国の形と資源配分を実現していく道筋を見出したいものであります。また、一九七四年の第一次オイルショックのときに、価格の引き上げでガソリン消費を抑制し、増加した税収で経済対策、公共事業を行うことを目的に、暫定税率が導入されました。それから三十年以上も続いていること自体が異常であります。ガソリンや軽油価格が高騰し、個人消費や景気全般にも悪影響が及んでいることを踏まえれば、最大二・六兆円の負担軽減となる暫定税率廃止の効果は大きいものであります。

ところで、知事を先頭に、県が走り回っての道路特定財源を維持しようとの世論づくりは、一体どうしたことなのでしょう。半世紀以上もの間継続されてきた道路特定財源制度のもとで、我が県はどんな恩典を受けてきたというのでしょうか。現に、全道路改良率四四・七％は、全国第四十三位、一般国道改良率六九・五％は、全国第四十六位であります。国の道路政策に追随し、結果として我が県に残っているものは、おおよそ一兆円になんなんとする借金の山ではないでしょうか。

まず一つ目にお尋ねしたいことは、そんなに熱心に道路特定財源の維持の取り組みをして、県は何を得ようとしているのか、お教え願いたいと思います。

二つ目にお尋ねしたいことは、県の財政状況から見て、果たして、今後の道路建設等事業で、一昨年二〇〇六年度実績を上回って実施することができるのでしょうか、今から十年前の一九九八年が近年で最多の道路事業を実施した年であります。その事業費の千百六十八億円と一昨年二〇〇六年度の事業量七百三十七億円を比較してみます。県費負担三〇％の直轄事業が三百九十八億円から三百九億円に減り、県費負担一〇〇％の県単独事業は三百八十五億円から百七億円に、また、県費負担五〇％の補助事業は二百九十六億円から百七十四億円に激減しました。臨時交付金対象事業だけが、八十九億円から百四十七億円にふえただけであります。

ちなみに、一九九八年度の事業費千百六十八億円に要した県費負担率は約六〇％であり、一昨年二〇〇六年度分七百三十七億円に係る県費負担率は、約五〇％でありました。公債費の平準化がやっと目標に近づいたというのに、負担率の高い道路建設を推進することがよい政策とは思いません。

三つ目は、民主党が示しています道路政策大綱に照らして、県の平成十八年度、二〇〇六年度の道路等事業を検証し、土木部長の所見をお伺いしておきたいと思います。

まず、我が党が主張しているように、国の直轄事業における地方負担金を廃止すれば、二〇〇六年度分の直轄事業に要した県費負担金八十一億円が不要になります。次に、我が党は、法律を改正して揮発油税収からの配分を四分の一から二分の一に引き上げることによって、臨時交付金の従前額を確保するとしているところであります。ですから、二〇〇六年度の交付金対象事業に照応する事業量は、おおむね確保できます。二〇〇六年度の直轄分を除いた道路等事業費は四百二十八億円で、うち国の負担は百五十二億円余りでありましたから、制度が変わっても県の道路政策にほとんど影響はありません。諸物価高騰の折です。ガソリン価格が二十五円安くなって県民に還元される利益を抑制してまで守らなければならない道路特定財源や暫定税率とは、一体だれのためのものなのでしょうか、お尋ねしておきたいと思います。

二番目の質問は、県食肉流通センターの管理・運営の問題についてであります。

開設から十七年が経過しました当センターは、県内唯一の食肉流通拠点として、県民に対する安全・安心な食肉の供給等に一定の役割を果たしてきたと思います。しかし、当センターの管理・運営をめぐるのは、県議会でもしばしば取り上げられ、とりわけ解体・冷蔵保管業務と市場業務を担っている卸売会社、奈良食肉株式会社への補助金交付のあり方等で、県の弁明は議員の納得を得られるものにはなってきませんでした。昨年三月の県議会予算委員会での論議の中でまとめとして確認されたのが、外部の有識者による県食肉流通センター経営改革等検討委員会の立ち上げでありました。過日、その提言が明らかにされたところであります。

提言は、現状と問題点に鋭いメスを入れています。一日当たり大動物、主に牛なんですけれども、これで五十頭、小動物、主に豚ですけれども、百七十頭という当施設の処理能力に対する現状の処理頭数の割合は、牛で二六・五％、豚で一二・一％と極めて少ないこと。開設後十七年が経過して施設の老朽化が進んで、食肉の安全・安心のためにも設備更新も課題になってきたこと。一九九一年、平成三年以降の牛肉輸入自由化の影響が大きく、全国の市場経由率は牛肉で一七・三％、豚肉で九・〇％と落ち込んでいるところに、奈良県では牛肉で九・四％、豚肉で一・一％しかございません。卸売会社の経営改善は遅々として進まず、県は今年度も約二億七千二百万円の運営費補助金を入れざるを得なかったこと。卸売会社が累積債務を抱え、公社に対する施設使用料の一部を滞納していること等々は、核心を突いた指摘であります。

そこで、農林部長にお尋ねします。提言は、県の畜産振興及びセンターの存在意義等にも触れています。大和牛やヤマトポークのブランド化等で生産農家に意欲を持たせ、食の安全・安心の確保や地産地消の推進などの観点から、センターが果たしている役割は一定の公益性があるといいながらも、全体的には非常に消極的との印象を私は持つのでありますけれども、部長の所見を伺っておきたいと思います。

次にお尋ねするのは、奈良食肉株式会社の抱えているとされる累積債務の経緯についてであります。当センターは後発市場で品ぞろえが十分でなかったため、県外産肉牛の導入事業を起こし、開設二年目から七年間実施したとされています。その間に毎年四千万円前後の補助金を県が交付し、その合計は二億八千六百六十万円というではありませんか。何のための補助金で、かつ、なぜに赤字を生んだのか、明らかにしてください。

三つ目にお尋ねしたいことは、卸売会社への運営補助金の問題です。要綱第四に規定する、別に定める方法、すなわち卸売会社運営補助金額積算方法によりますと、非採算部門の人件費補助は、一つとして、と畜解体・冷蔵保管業務専従者の分として十分の十、二つには、と畜解体・冷蔵保管業務と市場業務の兼務者と知事が認める人に対して二分の一というふうに内容がなっています。双方とも、知事が、そういう専従者であること、兼務者であると認めたものと記されているだけでありまして、必要最小限の人数すら明記されていません。二〇〇三年度、平成十五年度に包括外部監査があり、卸売会社運営補助金についての具体的な指摘と提言があったはずであります。何がそこで明らかにされ、その後どのように改善されたのか、説明をしていただきたいと思います。

四つ目は、今次の提言をどう生かしていこうとしているのかについて聞かせていただきたいと思います。食肉流通センターの問題は、挙げて卸売会社、奈良食肉株式会社の問題と言いかえても差し支えないのではないのでしょうか。会社収入の約七七%が県費補助金で占められているこの卸売会社で、役員報酬を受け取っている役員が三名もいます。しかも、うち二人の報酬は、年間千二百万円超、あと一人は二千万円超であります。多分知事よりも多いのではないのでしょうか。卸売会社の自助努力の跡が見受けられません。業務もじり貧になっています。これだけの手厚い補助を受けながら、公社に納めるべき施設使用料を滞納しているなど、話にもなりません。県の厳しい財政状況を踏まえて、これからも食肉流通センターに四億円以上もの補助金を注ぎ込んで運営を続けていくためには、奈良食肉株式会社との業務委託を解消することも含め、抜本的な再検討が必要ではないのでしょうか。県民に説明責任を果たしていただきたいと思います。

三番目の質問は、アルコール及び薬物等依存症対策についてであります。

昨年十一月、女優の三田佳子さんの次男、高橋祐也容疑者が覚せい剤取締法違反の現行犯で逮捕され、マスコミが大きく取り上げて話題になっていました。彼が同容疑で逮捕されるのは三度目であります。二度目の逮捕後、懲役二年、執行猶予五年の有罪判決を受け、劇作家、唐十郎さんが引き受け手になって俳優の道を志しているというテレビ番組を私も見た覚えがあります。しかし、この時点で同容疑者の再逮捕を予告していたダルク関係者がおられました。自身も薬物依存者であった経験から、成人の上、再犯者としての刑が軽い。幾ら親切な知人が引き受け手になっても、完治できないのが薬物依存症の怖さ、再逮捕は時間の問題と指摘していたとのことでもあります。ダルクの関係者はこうも言っています。三田佳子さん、お気の毒だが、今さら、私たちの養育方法が間違っていたと愚痴を言っても結果は出ません。あの子は刑罰を受けて当然であったとしても、刑務所は医療機関

ではありません。出所後はまた同じことの繰り返しが必至でしょう。従前、前に入院していた精神病院の対処方法を再検討し、ダルク等の専門施設での社会復帰を模索すべきですと、こう忠告しています。

二〇〇五年九月二十二日に奈良ダルクを立ち上げた矢澤祐史さんは、こんなメッセージを発信しています。薬物依存症は回復できる病気です。なぜなら、僕はダルクとの出会いから、回復を手にすることができたからです。WHO、世界保健機関の定義に、薬物依存は病気であり、同じ依存症からの回復者からの支援が有効であるという見地があります。薬物依存は、他の病気と同じく、意思の力ではどうにもできません。自分の力ではとめることができないのであります。ダルクを運営してきた先人たち、当時のダルクを支えた顔も名前も知らない方たちの温かな手によって、僕はもう一度命を授かりました。回復者に出会い、希望と可能性を知りました。自分の人生にはなかったはずの恩恵です。この恩恵を次の人たちに渡していきたいのです。僕にあったチャンスを、どうか皆が手にできますようにと、こういうメッセージを発しておられます。

薬物依存症もアルコール依存症も同じことであります。意志の力が弱いから、薬や酒でトラブルを起こすわけではありません。道徳心が欠けているからでも、自制心がきかないからでもありません。単に依存症は病気なのであります。しかも、進行性で死に至る病気でもあります。そして依存症は、ダルクの矢澤さんが確信を持って断言されているように、回復できる病気です。にもかかわらず、依存症に対する県民の意識を問う前に、まず行政関係者の見識を疑わなければならないのは実に情けないことと言わなければなりません。健康安全局長に四点の質問をいたします。

一つは、一九九九年に国は薬物使用についての全国住民調査を実施し、十五歳以上で約二百三十四万人の生涯経験者がいるのではとの推定値を明らかにしています。県はアルコール及び薬物依存症者の数を調査したことがございますか。あれば明らかにしてください。

二つ目は、県下の保健所で実施してきた依存症者向けの相談件数及び家族教室等の開催件数を、過去五年間にわたって明らかにしてもらいたいと思います。

三つ目は、かつて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条に該当する社会復帰施設、第五十三条の地域生活援助事業がございました。しかし、その法律が二〇〇六年四月に障害者自立支援法に移行して以来、果たして依存症からの回復を目指す施設が、新法に基づくところのいかなる福祉サービスを利用できることになっているのですか。お教え願いたいと思います。また、その対象事業を実施するにはどんな要件を整えていなければならないのですか、お尋ねします。

四つ目は、依存症は回復する病気であるという原点を確認するための啓蒙・啓発についてであります。まずは、県及び市町村の行政幹部が問題であります。県が率先して断酒会やダルクの人たちと協働して啓蒙・啓発プランを練り上げる必要があるのではないのでしょうか。

以上、簡潔に三点に絞ってのお尋ねでございます。どうか明快な回答をよろしくお願いしたいと思います。(拍手)

○副議長(中野雅史) 木谷土木部長。

◎土木部長(木谷信之) (登壇) 四十二番山下議員のご質問にお答えいたします。

道路特定財源に関しまして、三点のお尋ねがございました。

まず一点目は、道路特定財源の維持の取り組みをして、県は何を得たいというのかということのお尋ねでございます。

奈良県の大和平野地域では、幹線道路の整備がおくれているため、渋滞によりまして細街路に通過交通が流入するなど、交通安全上望ましくない状況が発生しております。また、中山間地域でも国道一六八号、一六九号をはじめといたしまして災害による通行どめ等が多発しているなど、県内の道路整備がおくれている状況です。一方、道路特定財源の暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度が廃止されますと、奈良県及び県内市町村が行う道路事業費の約一七%に当たります約百七十億円が減収となりまして、その結果、道路整備、維持管理が十分にできない状況となります。そのためには、道路特定財源制度を維持することによりまして、道路整備の財源を安定的に確保することが必要だと考えているところでございます。

次に、県の財政状況から見て、今後の道路建設事業が二〇〇六年実績を上回って実施することができるのかというお尋ねでございます。

奈良県の財政は厳しい状況であり、整備効果が短期的に発現できるよう、選択と集中を基本に必要な道路整備を実施してきているところでございます。また、道路事業を行うに当たりましては、県単独事業にかわりまして、可能な限り国庫補助事業や交付金事業の活用を努め、国費の割合を増加させ、県の一般財源への負担を少なくする努力を行ってきているところでございます。今後の事業費につきましては、その時点の財政状況等を踏まえ、予算措置を検討していくこととなりますが、引き続き、国庫補助事業や交付金事業の活用を努めていきたいと考えております。さらに、現在国会において審議されております交付金事業の補助率の引き上げ、あるいは補助国道への充当などの制度の拡充が新たに認められれば、これらの制度も活用して、効率的な道路整備を進めていきたいと考えています。

三点目は、民主党道路政策大綱に照らして、制度が変わっても県の道路政策にほとんど影響がない。県民に還元される利益を抑制してまで守らなければならない道路特定財源、暫定税率とは、一体だれのためのものかというご質問でございます。

民主党の道路政策大綱におきましては、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の廃止が示されるとともに、地方の道路財源を確保するための種々の方針が示されております。これによりますれば、県、市町村が実施する道路事業への影響はほとんどないと考えられます。しかしながら一方、直轄事業につきましては、ことしの二月二十日に国土交通大臣が、直轄事業費が〇・四兆円にまで減少し、今進めている国の直轄事業、新直轄方式による道路整備の目途が立たないと答弁を行ったと聞いております。このため、本県では、京奈和

自動車道等の直轄道路の整備ができなくなるのではないかと懸念されるところでございます。

京奈和自動車道につきましては、平成十八年四月に大和区間が開通いたしまして、郡山インターから新堂交差点までの時間が四十分から二十二分に短縮し、また、国道二四号の交通量も減少し、交通事故も減少しているところでございます。さらに、周辺の道路の交通量が減少して通学路の安全性が向上したとか、あるいは運送事業者から、集配業務が早くなった、時間が短縮されるなど、広範囲にその効果についての意見が出ているところでございます。京奈和自動車道につきましては、県の経済の活性化、観光振興にとって非常に重要な路線だと認識をしているところでございまして、そのため、国会で審議していただいております道路特定財源関係諸税の暫定税率の延長及び地方道路整備臨時交付金制度の継続・充実を含みます予算関連法案の年度内成立が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中野雅史） 川端農林部長。

◎農林部長（川端修） （登壇）四十二番山下議員のご質問にお答えいたします。

私には、食肉流通センターの管理・運営について、四点のご質問でございます。

一点目は、経営改革等検討委員会の提言は、センターが果たしている役割は一定の公益性があるといいながらも、全体的には消極的との印象を持つが、部長の所見を伺いたいというご質問でございます。

今般検討委員会からいただいたご提言は、センターの設立経緯や現状、問題点を的確に指摘いただくとともに、センターへの県費補助の必要性や人件費の削減等業務の合理化にとどまらず、センターの存在意義そのものに踏み込んで根本的な検討を加えられた内容となっているものと受けとめております。

具体的には、県内唯一の食肉流通拠点として、県民への安全・安心な食肉の安定供給や、大和牛、ヤマトポークのブランド化による生産農家の経営安定化など、センターが現在果たしている役割について検討され、一定の公益性があるものと判断されております。また、仮に代替機能や準備期間を設けずに直ちにセンターを廃止した場合には、各般への影響が大きいため、当面センター機能を維持していくことは、現時点においては妥当なものとされております。その一方で、厳しい経営状況を踏まえ、業務の合理化等を進め、抜本的な経営改革に取り組むことが不可欠であること、さらに、県民に大和ブランドの存在を知っていただくことがセンターの存在意義等の理解につながるため、関係者が連携してPR・販売活動に努力する必要があるとされているところでもございます。これらのご提言は、センターの現状や問題点を踏まえた的確なご提言と認識しておるところでございます。

二点目は、県外産肉牛の導入事業に関しまして、県が交付している補助金につきまして、何のための補助金で、かつ、なぜ卸売会社の赤字を生む結果となったのかというご質問でございます。

まず、補助金の目的についてでございます。県外産肉牛の導入事業につきましては、センター開設当初、後発市場のために市場に対する信用力がなく、県内外の出荷者とのつながりが浅かったことなどから、当初予定していた生産者等からの集荷が予想どおりにできずに、品ぞろえが不十分であったため、県外産肉牛の買付集荷を行ったものでございます。県といたしましては、市場機能を育成強化するため、センター業務を軌道に乗せるまでの間、平成四年度から平成九年度まで、予算の範囲内で導入経費の一部を補助したものでございます。

次に、赤字の要因についてですが、買付集荷の場合は、と畜解体手数料や委託販売手数料収入が得られなかったこと、また、開設当初、市場としての相場形成力の弱さ等もあり、仕入価格と販売価格との間に収支差が生じる可能性がありましたが、先ほど述べましたように、買付集荷を行い、結果として、単価あるいは数量の面で県費補助を超える部分が発生し、赤字が生じたものと考えてございます。

三点目が、二〇〇三年度、平成十五年度の包括外部監査で何が明らかになり、その後どのように改善されたのかというご質問でございます。

平成十五年度の包括外部監査では、会社の経費節減、改革の自助努力を判定した上で補助金額を決定すべきこと、また商法に基づく営業報告書の入手と内容の確認、さらに決算書の閲覧と財政状況及び損益状況の確認が必要とのご意見を受けたところでございます。

これらのご意見を踏まえ、県では、平成十六年度より畜産課、十九年度からは畜産流通振興室でございますが、の職員がセンターに常駐の上、会社の実態把握に努めますとともに、役員報酬の約二〇%の引下げや従業員の四名の削減、さらには再雇用制度の廃止等、会社の経営努力を促し、補助金の削減に取り組んだところでございます。また、商法に基づく営業報告書及び決算書につきましても、県が毎年入手しないし閲覧するなど、改善を図ったところでございます。

最後に、今回の提言をどのように生かしていこうとしているのかということと、県の厳しい財政状況を踏まえて、さらに抜本的な再検討が必要ではないかというご質問でございます。

先ほども述べましたとおり、提言では、厳しい経営状況を踏まえ、業務の合理化等、経営改革に取り組むことや、大和ブランドの推進によるセンターの活性化などのご指摘を受けたところでございます。このため、県としては、提言で示された改革工程表に基づき補助金改革を実行する予定であり、改革期間において、役員報酬について平成十九年度予定の約一五%削減に加えてさらに三〇%の引下げを図るとともに、人員につきましても平成十九年度予定の三名削減に加えてさらに五名程度の削減をする考えでございます。また、これらの補助金改革に加えて、センター収入をふやすために大和牛やヤマトポークのブラ



ンド化を推進するとともに、関係者と連携してPR・販売活動にも努力していく考えでございます。また、提言でもご指摘いただいておりますが、改革期間の中間あるいは最終段階で評価を行い、達成が望めない場合には、センターの設置・運営方法や、さらには存廃問題も含め見直しを図る考えでございます。

以上でございます。

○副議長（中野雅史） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） （登壇）四十二番山下議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、アルコール及び薬物等依存症対策につきまして、四点のご質問をいただいております。

まず一点目は、国が薬物使用についての調査をしておりますけれども、県のほうの調査はどうかというご質問でございますが、県といたしましては、三年ごとに実施されます厚生労働省の患者調査から、精神障害を有する者の推計をしております。平成十七年度の調査から、県内の総精神障害者数を三万三千六百四十四人、そのうちアルコール性精神行動障害が五百三十六人、薬物性精神行動障害が八十五人と推計しております。また、アルコール依存症等の精神作用物質による精神行動障害、これは自立支援医療の実績から、この障害を有する方の実績を調べますと、本年一月末現在で三百四十人で行っていました。

二点目でございますけれども、保健所等が実施してきました依存症者向けの相談件数及び家族教室等について、過去五年間の開催件数に対してのご質問でございます。

アルコール・薬物関連問題に係る相談は、県内保健所におきまして精神保健福祉相談の一環として実施しております。平成十四年度から五カ年のアルコール依存症の相談件数は五百三十九件、薬物依存症の相談件数は計百一件で行っていました。酒害者家族教室の開催回数は百二十六回でありますけれども、精神科救急医療体制の整備に伴って、県保健所から精神保健福祉相談員を引き上げたこと、また、新しいメンバーの定着が難しく、出席者がふえなかったことなどによりまして、現在、県保健所での教室開催は行っていない状況にございます。なお、平成十九年十一月に、市町村の精神保健福祉担当者や保健師等を対象としましてアルコール依存症に関する研修会を開催しております。

三点目は、障害者自立支援法による障害福祉サービス事業の中で、依存症からの回復を目指す施設が、グループホームになったり、また対象事業となるには、どのような要件を整えなければならないかというご質問でございますが、依存症からの回復施設につきましては、障害者自立支援法による所定の基準を満たすことにより、障害福祉サービス事業の指定を受けることは可能でございます。障害者自立支援法の対象者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者でございますので、依存症の症状が医師の診断により精神障害に該当するということが必要となります。共同生活援助、グループホームの指定基準といたしましては、事業主体がNPO等の法人格を有していることや、サービス管理責任者、世話人等の職員配置、また利用定員四人以上、居室面積が一人当たり七・四三平方メートル等の基準がございます。

四点目は、依存症は回復する病気であるという原点を確認するための啓蒙・啓発について、県が率先して断酒会やダルクの人たちと協働してプランを練り上げる必要があるのではないかというご質問でございますが、依存症は、自分が依存症であることを認めない否認の病気であると言われておりまして、アルコールや薬物の摂取をやめようと思ってもやめられない状態となり、飲酒や薬物使用に関するコントロールが失われた状態になります。個人の意思や自制心で何とかするということではなく、適切な治療や断酒会等の自助グループの力をかりなければ、進行性で死に至る病気であることは認識しております。県はこれまで、全日本断酒連盟近畿ブロック大会において後援を行ったり、ダルクフォーラムへ職員を実行委員として派遣したりしております。今後もアルコール・薬物の依存症対策の推進に当たりましては、断酒会やダルク等と協力・協働に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（中野雅史） 四十二番山下力議員。

◆四十二番（山下力） それぞれお答えいただきました。

土木部長、民主党の言っていることにも一定整合性のあることは、わかっているようにありますけれども、私は言っておきたいのは、十年前の道路事業を最近で一番たくさんしたときも、その約四割減の今日の状況においても、道路特定財源の財源総額は一緒なんです。同じような状況なんですね。にもかかわらず、奈良県の道路が建設できたり、建設が抑制しなければならなくなったりして、結局のところ、道路整備率が全国四十七都道府県で最下位に近いところにある、そのところをどう理解したらいいのかということと、土木部長、私、概算するとですね、奈良県におけるガソリンの使用量に二十五円掛けました。百二十八億円です。百二十八億円、皆、懐へ返ってくるんです。それは奈良県の消費を促す原動力になるのではないかと、私などは試算しています。あるいはそういう期待をしています。このガソリンが非常に高騰している折、それから諸物価が原油高によって高騰しており、円高基調と、このガソリンの暫定税率を廃止することにおいて、大きな消費促進に期待が持てるのではないかななどと思っています。答えは要りません。また予算委員会で詰めていきたいと思います。

それから、農林部長、今度の提言、なかなかいい提言なんですけれども、もう一方のほうで、大和牛や、あるいは、間もなく大々的に売り出そうとしているヤマトポークですね、このブランド化を含めまして、その目標とする頭数、そして、この食肉流通センターで中期的に処理する頭数をどの辺に置いて合理化しようとしているのかということも教えてもらわなきゃなりませんし、さらに、全国のこうした場で、解体技術者一人当たり何頭の牛や豚を処理しているのか。そして、それにかかっている経費は何ぼか。

要するに、多くは奈良県の補助率よりも低いけれども、おおむね不採算部門であるということに変わりありません。これを公的な補助でその不採算部門を賄うていくのか、あるいは価格に転嫁して、そして消費者がそれを負担するのかという、あもかもちかの話にな

ってくると思うんですけれども、しかし問題は、近隣の府県との相対的な問題、比べて県民が納得するかどうかの問題なんです。その辺の情報も含めて示しながら、県民の理解を求めていくと。県民がノーと言え、やはり最悪の場合、廃止していく、そういう方向も考えざるを得ないのではないかというふうに私などは思っています。またその問題についても、詳細は予算委員会で詰めたいと思います。

それから、健康安全局長、かなり断酒会との取り組みは進んできたかなと思います。ただ、私、毎年各地の断酒会の会合に行きますと、市町村長が招かれているのに来ないところが多くあります。代理になって来ていなさる人に聞くんです。市長さんどうしたん、町長さんどうしたんと。うちの市長ね、この集会に来るの、自分が酒飲むから、やっぱり来たらあかんと思うてられるねんと、その程度ですよ。断酒会に対する押さえ方というのは、おおむね県庁の幹部も市町村の幹部もその程度の認識である限りにおいて、断酒会の取り組みは支えられません。どうかその辺も含めまして、今後啓蒙・啓発活動をどう展開していくのか、これもまた予算委員会でもう少し議論を深めてまいりたいと思います。

終わります。

○副議長（中野雅史） 次に、二十四番神田加津代議員に発言を許します。――二十四番神田加津代議員。（拍手）

◆二十四番（神田加津代） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。きょうは質問の三日目ですし、また、この最後、四番目でございますので、皆さんもそろそろお疲れかなと思いますけれども、しばらくご協力をいただきたいと思います。

さて、寒さも大分和らぎました。日中は暖かい日も続き、いよいよ観光シーズン到来かなと思いますけれども、だからといって観光問題を質問するわけではありませんけれども、県の観光について数点、知事に、そしてまた商工労働部長、教育長に質問をさせていただきます。

まず、奈良県の観光振興について、複数の視点で、その取り組みなどをお聞きしたいと思います。

まず最初に、平城遷都一三〇〇年祭における県内各事業の展開についてお伺いします。

西暦七一〇年に平城京が誕生してから千三百年の節目となる二〇一〇年に平城遷都一三〇〇年祭が予定されています。本事業は、当初の一過性から、恒久・継続型へと方針が転換され、全県の広がりを持たせた事業に計画変更されたことは、県民の一人として評価するものであります。ともすればこれまで、奈良市を中心とする北和地区に偏向する観光戦略が実施されてきた経緯から、二〇一〇年の平城遷都一三〇〇年祭の実施に向けても、中南和地区では機運の盛り上がりには欠けるものになるのではないかと危惧する声も聞かれるところです。そのような状況下で、このほど策定された平城遷都一三〇〇年祭実施基本計画案では、平城宮跡事業と並んで、県内各地事業として、各市町村がそれぞれテーマを設

定したイベントを展開することなども推進していくということであり、全県広域での観光振興につながっていくことに大きな期待を寄せるものであります。

そこで、中南和地域をはじめ県内各地においてどのような事業展開を想定し、また、市町村との連携等の実現に向けて具体的にどう取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

次に、藤原宮跡の国営公園化について。

荒井知事は、平城遷都一三〇〇年祭を持続可能な観光につなげていくため、その前提として、平城宮跡周辺を都市公園法第二条第一項の口による国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の実現を目指しておられます。私は、去年の一般質問で、既にある国営飛鳥歴史公園を広く奈良県全体に拡大解釈し、国営飛鳥・藤原・平城宮跡歴史公園の実現を要望させていただきました。私の出身地であります橿原には、かつて日本で最初とされる本格的都の藤原宮が造成されました。奈良県では、平成十七年から十九年にかけて藤原京ルネッサンス事業を展開され、藤原宮跡の歴史的価値を内外に発信されてきました。まさに飛鳥から藤原、そして平城京へと都が変遷しながら、古代日本の礎が築かれたのです。その意味で、飛鳥、藤原、平城は一体のものとしてとらえるべきで、今回の平城宮跡の国営公園化に続き、藤原宮跡も整備対象にされるものと認識しております。今回は残念ながら国営公園化が認められませんでした。が、飛鳥、藤原、平城の三都が一体となる国営飛鳥・藤原・平城宮跡歴史公園の実現に向けての県の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

次に、中南和地域の観光力向上への施策について。

荒井知事が就任されて以来、観光振興への並み並みならぬ意気込みに感心するばかりです。中でも地域の観光力向上を重点施策に掲げ、観光資源のさらなる開発を推進されようとしています。また、住む人にとっても、訪れる人にとっても、活力と安らぎ、温もりが感じられる魅力ある地域づくりを進めるため、もてなしの心醸成を県民運動として展開するとされています。

私は、地域の観光力を高めるには、まず何より、地域の盛り上がりをどのようにつくり上げていくかが重要であると思っています。特に本県のように、一つ一つの観光資源が歴史的な背景や意義を持つ土地柄においては、地域の方々が自分たちのふるさとにある観光資源をしっかりと説明でき、もてなしの心いっぱいの観光推進役として、一人でも多く第一線で活動いただくことが、地域の観光力の向上につながるものと考えております。昨年秋季に、地元橿原市など中南和地域の二市二町一村で開催された藤原京ルネッサンス事業も、各地域で活躍する観光ボランティアが大きな役割を果たされました。県主催イベント計三十二事業のうち、地域の観光ボランティアが主体となった事業は二十、六割強の事業を皆さんが支えられたそうです。県内には、同様の活動をされる観光ボランティアのグループが二十八団体もあり、約千二百名の方々が活躍されています。観光振興の主役は地域住民です。二年後に迫った平城遷都一三〇〇年祭の効果を県下に広げるためにも、中南和地域などでの取り組みを誘発していく必要があります。

そこで伺います。県内各地域、とりわけ中南和地域の観光力向上を目指し、地域住民みずからが主体となって地域の観光資源を掘り起こし、さらにこれを活用した事業を誘発し支援するため、県としてどのような取り組みをされようとしているのか、知事にお伺いいたします。

続いて、東京戦略の強化について。

このほど、東京における奈良県観光の情報発信拠点として活動してきた代官山iスタジオを廃止・売却し、新たな拠点づくりを目指しておられることを表明されました。当該する場所は、昭和四十三年八月に職員宿舎及び宿泊施設渋谷寮として発足し、平成十七年十月から代官山iスタジオとして、観光における戦略拠点の役割を、地元とも融和しながら展開し、それなりの成果を上げてきたものと認識しております。売却益は、奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金として、周産期医療をはじめとする医療体制の整備充実に使われるようですが、四十年にわたり県民にも親しまれた貴重な財産でありますので、さまざまな意見があると承知しており、県民の十分な理解を得る必要があると考えます。そのためには、東京戦略を強化するための新たな拠点をいつ、どのような場所に設置されようとしているのか、また、観光情報発信をどのように強化されようとしているのか、お伺いいたします。

そして、知事には最後でございますが、次に国際観光、国際交流の推進について、先日の中華人民共和国唐家セン國務委員が来県された効果を中心に質問をさせていただきます。

去る二月二十三日に唐家セン國務委員が来県されましたが、法隆寺、唐招提寺など名刹の視察にとどまらず、荒井知事との公式会見や昼食会が開催され、その熱烈歓迎ぶりが報道機関でも大きく取り上げられたところです。報道を通じて唐國務委員が、奈良は中日友好交流史上かけがえのない役割を果たし、両国文化の融合するところであることを、鑑真和上の功績をたたえながら紹介し、本県がこれまでの伝統を踏まえて引き続き中日友好に貢献することを期待されていることが、我々にも強く伝わってまいりました。また荒井知事も、鑑真和上の精神を受け継ぎ、日中交流に新たな貢献ができるよう努力する旨のメッセージを贈られ、中国国内の報道でも大きく取り上げられたことからすれば、今回の唐國務委員の来県が、四月にも来日が予定されている胡錦濤国家首席の奈良県訪問につながるのではないかと期待を膨らませているところです。

さて、本県における日中の交流関係に目を向けますと、私の地元である橿原市は、藤原京の都市計画のモデルが洛陽城であったことなどから、洛陽市と友好都市を結んで交流を行っています。また、奈良市は西安市と友好都市を結ばれ、交流を深めておられます。このように、県内の、中国とゆかりのある都市がそれぞれ友好都市として交流を深める中、ことしの一月に、荒井知事を団長とするプロモーション活動を実施され、鑑真和上のふるさと楊州市や上海市を訪問されました。私は、二年後に控えた平城遷都一三〇〇年祭において、海外からの誘客や国際交流を図る上でも、これまでの交流の歴史を踏まえて、中国をはじめとする東アジアの国々と積極的な国際観光、国際交流施策を講じなければなら

いと確信しておりますが、このプロモーション活動による成果も大きいものがあったのではないかと感じております。

そこで、荒井知事就任後、次々と展開されてきた施策、あるいは今回の唐国務委員来県の成果を踏まえ、今後どのような国際観光、国際交流事業を実施されるのか、具体的な平成二十年度の取り組みについて、知事に伺います。

次に、二点、商工労働部長にお伺いいたします。

地域ブランド等を活用した県経済の活性化について。

次に、この平城遷都一三〇〇年祭に時期を合わせた奈良の地域ブランドの確立と情報発信、販路拡大に向けた取り組みについてお尋ねします。

先日発表された平城遷都一三〇〇年祭の実施基本計画案によりますと、平城宮跡事業、県内各地事業、関連広域事業、事前展開事業の四つの事業が展開されるということです、これを機会に奈良に多くの注目が集まることから、奈良の魅力を発信する大きなチャンスでもあります。そこで、県経済活性化に向けた取り組みの一つとして、この機会に奈良をイメージする商品やサービスなどをブランド化する取り組みも必要と考えます。平成二十年度事業で奈良ブランド開発支援事業の取り組みをされるとのことですが、具体的にはどのように進められるのでしょうか。

また、東京をはじめとする大都市圏において積極的な情報発信と販路の拡大をしていく必要があると考えますが、この点についてはいかがでしょうか、あわせてお伺いします。

次に、多様な働き方を推進するための取り組みについて。

我が国では、平成十七年に出生数、出生率ともに過去最低となり、また初めて死亡数が出生数を上回る人口減少社会の到来を迎えています。平成十八年十二月に出された日本の将来推計人口では、二〇五五年には総人口は九千万人を下回り、その四割が六十五歳以上の高齢者となり、一年間に生まれる子どもの数は五十万人を下回るといった厳しい見通しも示されているところです。このまま少子・高齢化が進行すると、単純な人口規模の縮小だけではなく、労働力人口が大きく減少することが予想され、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。その課題に対応するため、国においては、子どもと家族を応援する日本重点戦略が取りまとめられ、その大きな柱の一つとして、仕事と生活の調和の実現を掲げ、官民一体となって課題に取り組んでいくため、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が策定されました。

本県においても、今後の人口減少、高齢化に伴う労働力人口の減少が懸念されているところです。この課題に対応するためには、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みが大変重要です。平成十九年度から、育児・介護と仕事との両立などに取り組む企業を登録・表彰する社員・シャイン職場づくり推進事業を実施し、県内企業に対して、働きやすい職場づくりを推進するための事業を展開されてっていますが、労働力人

口の減少への影響を克服し、企業活力の維持向上、個人の働く意欲への希望にこたえつつ、その能力を発揮し活躍できる社会の実現を図っていく必要があると考えます。

そこで、商工労働部長にお尋ねします。

国においても、内閣府に、憲章等を推進する中核的な組織として、四府省の担当者から構成される、仕事と生活の調和推進室を設置し、関係機関が協働してワーク・ライフ・バランスの実現のための施策を展開していこうとされていますが、本県においてもさらに多様で柔軟な働き方を推進するための取り組みを行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、第四の世界遺産登録について質問させていただきます。

奈良県、明日香村、桜井市、橿原市の共同提案による飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群が、昨年一月に世界遺産の暫定リストに記載されました。本県には既に三つの世界遺産がありますが、四つ目となる世界遺産の登録に向けて、地元では期待が高まっています。

ご承知のとおり、飛鳥・藤原は、この地を基点に律令国家が誕生し、我が国初めての本格的都城である藤原京が建設されるなど、多くの天皇が宮を置いた宮都として、まさに日本古代政治の中心であったところです。さらには、この時代に我が国最古の歌集である万葉集の編さんを見るなど、東アジアとの豊かな交流の中で、飛鳥・白鳳文化が花開きました。すぐれた古代史的な意義や歴史的風土を有する飛鳥・藤原の価値は、日本国内では十分認知されていると思いますが、世界の宝として国際的な評価が得られるよう、世界遺産登録の一日も早い実現を願っています。

一方で、ユネスコにおける近年の世界遺産登録の状況を見ると、新規の件数が抑制されるなど、登録の審査が年々厳しくなっていると聞いています。また、現在暫定リストに記載されている文化遺産は、飛鳥・藤原を含めて八件あり、本年度も全国から暫定リスト候補として十三件の新たな提案があったと聞いています。多くのライバルの中で、飛鳥・藤原の独自性と顕著な価値について訴えていかなければなりません。

地元では、平城遷都一三〇〇年を県全体でお祝いし、それ以前の都に思いを馳せて、翌々年の平成二十四年に飛鳥・藤原の宮都を世界にアピールしていくためにも、世界遺産を目指して熱意を継続して取り組んでいきたいと考えているところですが、県としては今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長の考えをお伺いいたします。

最後に、小金打川の改修について要望いたします。

小金打川は、橿原市曲川町内を流れており、大和高田市松塚において曾我川に合流しています。この地域では、小金打川が狭いため、これまでたびたび浸水が発生しています。昨年七月の集中豪雨でも田が浸水しており、地域の皆さんの不安はさらに大きくなっております。この川の改修につきましては、以前から県のほうに要望をいたしております。そのかいがあつてか、徐々に改修事業に着手していただいておりますけれども、河川の整備は川下からということで、まずは高田川の改修を早急に進めていただいて、そして曲川町内の改修が完了するように強く要望しておきたいと思っております。



以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中野雅史） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十四番神田議員の質問にお答えいたします。

奈良県の観光戦略についてのご質問でございます。

平城遷都一三〇〇年における県内各地事業の展開について、まずお話がありました。

ご指摘ありましたように、平城遷都一三〇〇年記念事業は一過性から継続・恒久型、平城京中心から全県型へと転換いたしました。昨年度は国営公園の予算化に精力を注ぎ込んでおりましたので、県内事業の展開についての具体化はそう進展しなかったと思います。最近、実施基本計画案を発表いたしまして、継続・全県型の視点に立ち、県内各地事業を柱の一つとして位置づけ、市町村はじめ社寺などの関係機関・団体等の主体的な参画をいただき、内容の充実、展開を図ることとしております。具体的には、これから始めるという段階でございます。

実施基本計画の中には、平城宮跡をゲートウェイに、県内の国宝など本物の歴史文化資源を探訪できるルートを形成する奈良歴史探訪回廊といったようなものから、幾つものアイデアを盛り込んでおります。中南和の地域はもとより、県内各地で事業展開を図っていききたいと思います。今後、これらの事業の具体化はこれからでございますが、個別のすり合わせに加えて、市町村と県記念事業協会の担当者で、市町村事業の推進に向け情報や意見の交換などを行う市町村事業企画推進会議を設けて、第一回目の会議をこの三月二十一日に開催したいと思っております。また、全体的な場を通じ、市町村はじめ関係方面と一層連携を密にして、イベントなどの計画づくりを協働で行うことや、一体的な広報PRの実施などの取り組みを進めていきたいと思っております。

藤原宮跡の国営公園化についてのお尋ねがございました。

飛鳥・藤原宮跡、平城宮跡は、我が国の歴史や伝統文化の根幹を形成した国民共有の貴重な歴史的・文化的資源として保存・継承されるべきものと考えております。よって、国営公園としてこれらが一体となり、さらなる保存・活用が図られるよう、国に対して要望してまいりました。今回、平城遷都一三〇〇年を機に、平城宮跡区域については政府予算案に国営公園化の事業着手が盛り込まれましたが、県としては今後も引き続き、三都が一体となった国営公園の実現に向けて、地元や関係機関と協力して、国に要望を行ってまいりたいと思っております。そのためにも、藤原宮跡については、これまでの文化庁における公有地化や橿原市のイベント等の取り組みがされておりますが、それらを踏まえて来年度から、歴史的・文化的資産を活用した整備のあり方について県としての考え方をまとめるために、調査・検討を行いたいと考えております。

中南和の観光力向上についての施策でございます。

本県は三つの世界遺産をはじめ、国宝、史跡などの文化遺産や豊かな自然環境など、すばらしい観光素材を有しておりますが、十分に活用し切れてないと言われております。中

南和東部地域は北和と異なる魅力が潜在しておると思います。それらをどのように掘り起こし、顕在化し、商品化するかが課題となっているように思います。中南和や東部地域の観光力が向上し、観光客がこれらの地域にも宿泊し、ついでに県北部を周遊するようになると、結果として、全国最下位に甘んじている宿泊観光客数の増加にも寄与できると考えます。そのためには、中南和、東部地域での宿泊施設の整備もあわせて望まれるところだと考えております。

県においては、観光客が県内各地を快適に移動できる基盤整備を推進することはもちろんのこと、推奨ルートを旅行会社や雑誌社に積極的にPRし、旅行商品化してもらうことが重要と考えております。先月には初めての試みとして、観光見本市を橿原市において開催し、全国に発信いたしました。大いに成功したと思います。また、発信の結果も出ております。具体的な例の一つとして、JAFメイトという雑誌がございますが、ドライバー向けの雑誌でございますが、千七百万部ほど発行されておりますが、最新号では奈良特集をしていただきまして、奈良県内一円の魅力の紹介をしていただきました。ドライバー向けの雑誌でございますので、特に中南和にドライブで来られる奈良のドライブめぐりというふうな観点から、大いに効果があるかと思えます。また、親切な今後のフォローアップについてのご紹介もございましたので、このようなフォローもしていきたいと思えます。

また、地域が主体となった魅力づくりということでございますが、県といたしましては、中南和を含む県下各地で、地域が主体となった取り組みに対して、幾つかの支援メニューを新年度の予算に盛り込んでおります。例えば、地域の観光力向上応援補助金といったようなもの、まちづくりコンシェルジュが地域住民のまちづくり活動を支援する、コンシェルジュによる魅力ある地域創出事業といったようなもの、観光客が農家民宿等に泊まり、県内の豊かな自然を体験できるような事業等の事業に対する支援を行うことを考えております。県下全域の観光力を地域住民の力で生かし、飛躍的に向上させることができたらと思っております。行動を起こすことが問題であろうかと思えます。それと、人のことをあまり言わない風土にもっとなっていきたいと思えます。よそ者、若者、ばか者を重視するのが観光、地域の振興の大きな要点だと聞いております。いろんな活力が発生するよう、県としても精いっぱい努めていきたいと思えます。

東京戦略の強化という点でございますが、代官山iスタジオのことでございますが、東京での奈良の情報発信拠点として各種イベントを実施したり、県内企業の展示商談会などにも利用してきました。しかしながら、年間入館者数は四・三万人と、他府県の同種施設と比較して少ないのが現状でございます。施設の老朽化、また外から内部が見えない等の建物構造の課題のほか、最寄りの代官山駅の乗降客数は新宿などのターミナル駅と比べて圧倒的に少なく、また、ここ数年減少傾向にあります。さらに、代官山を訪れる人々は若者が中心でありまして、奈良への観光客層と必ずしも合っていないなど、立地上の課題もあるとのことでございます。二〇一〇年の平城遷都一三〇〇年祭を見据えて、首都圏で観

光及び物販のプロモーション活動を思い切って強化したいと考えておりますが、先ほど申し上げたような課題のある代官山の場所では限界があるんじゃないかとも思っております。

平成二十年十二月にiスタジオを閉鎖し、奈良のプロモーションにとってより効果的な新たな拠点を確保すべきだと判断したところでございます。この新しい拠点については、平成二十年度上半期を目途に、外部のご意見も参考にしながら機能や場所について検討し、iスタジオ閉鎖後もできる限り切れ目がないよう、平成二十一年度春の開設を目指したいと考えております。機能としては、平城遷都一三〇〇年祭の広報、奈良への誘客のための観光情報の発信、物産品のPR及び販売が必要と思います。場所については、現時点では新宿、銀座、有楽町など、幅広い世代の多くの人が行き交う通りに面し、人々の目に触れやすい位置が好ましいと考えております。また、東京における観光情報発信については、できることから早急に強化したいと考えており、例えば四月から観光客誘致に精通した民間人を顧問として採用するなど、旅行会社や雑誌社、中学校等への奈良の売り込みを図るプロモーション活動をさらに充実・強化させる所存でございます。

国際観光、国際交流の推進でございますが、先月二十三日に中国の唐家セン國務委員が来県され、法隆寺、唐招提寺、平城宮跡大極殿復原現場を視察され、本県の歓待への謝意をその後いただきました。また、親しく懇談をさせていただきました。日本語をお話しになりますので、歩きながら伺った話にも大変面白い深いものが多くあって、大変勉強させていただきました。鑑真和上の功績を踏まえて、奈良の果たす役割は大きいとのメッセージをその後も送っていただいております。奈良をアピールする絶好の機会となったと思います。このことはまだ未確定でございますが、胡錦濤国家首席の本県訪問にもつながることを期待しております。唐家セン國務委員の来県の後のことでございますが、国内だけでなく、中国における奈良の報道が飛躍的に増加しております。また、それらすべてが非常に好意的な報道でございます。大変ありがたいことだと思っております。

新年度の具体的な国際観光、国際交流事業についてでございますが、まず、一月の中国への海外プロモーション活動の成果を生かすため、旅行会社、メディアを奈良へ招請し、旅行商品をつくるフォローアップ事業を行う予定でございます。また、海外プロモーション活動は継続したいと思いますが、民間事業団体との連携によるミッション団を組織し、私もソウルや百済文化ゆかりの忠清南道、さらに北京や平城京ゆかりの西安への訪問を予定しており、東アジアの国々との交流の歴史を踏まえた取り組みを行う予定にしております。特にこの六月初めにはソウル、プヨなどを訪問するように、関係方面と調整を始めております。議会からも参加していただきますようお願い申し上げたいと思います。

今後も、滞在型の外国人観光客誘致を中心とする積極的な活動の展開により、平城遷都一三〇〇年祭に向けて弾みをつけ、本県の経済、観光の発展につなげてまいりたいと考えております。

私の答弁は以上でございます。

○副議長（中野雅史） 窪田商工労働部長。

◎商工労働部長（窪田修） （登壇）二十四番神田議員のご質問にお答えいたします。

まず、奈良をイメージする商品やサービス等をブランド化する取り組みについて、具体的にどのように進めるのか。また、大都市圏における県産品の情報発信と販路拡大の取り組みが必要と考えるがどうかとのお尋ねでございますが、議員ご指摘のように、平城遷都一三〇〇年祭は、奈良の魅力を発信する絶好の機会であると考えております。県では、奈良ブランドの確立を目指し、奈良の伝統的な技術やデザインを現代生活にふさわしい形で再現している製品やサービス等を広く県内外から選択し発信する事業を、平城遷都一三〇〇年祭に向けて実施することを考えております。

また、県産品PRの取り組みにつきましては、東京等の大都市において奈良の物産展を開催するための民間による自主的な協議会が設置できるよう、県も協力してまいりたいと考えております。その上で出店基準を作成し、平成二十年度において試行的に物産展を開催したいというふうに考えております。また、先ほどの知事の答弁にございましたが、平城遷都一三〇〇年祭を目途に、首都圏で物産販売の促進などのプロモーション活動を強化する東京戦略を推進するため、新たな拠点の設置を検討しておるところでございます。こうした取り組みを通じまして、奈良の魅力を全国に発信し、県経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、少子・高齢化の進行による労働力人口の減少が経済社会に大きな影響を与えることが懸念され、この課題に対応するには、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進めることが重要であり、多様で柔軟な働き方を推進するための取り組みを行う必要があると考えるがどうかとのお尋ねでございますが、少子・高齢化の進展に伴い、労働力人口が減少し、経済社会への影響が懸念されることから、仕事と生活の調和や多様な働き方の推進は重要であると認識しております。そのため、議員ご指摘のとおり、育児・介護と仕事との両立や多様な働き方を推進するため、社員・シャイン職場づくり推進事業を実施し、現在、進んだ取り組みをされておられる企業の登録手続を行っており、今年度中にも表彰を行うこととしております。

また、国において、仕事と生活の調和や多様で柔軟な働き方を実現する有効な手段として考えられる、インターネット等の情報通信技術を活用し、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及推進を図るため、テレワーク人口倍増アクションプランが策定されたところでありますが、県におきましても平成二十年度から、多様な働き方を一層推進するため、このテレワークの事業紹介パンフレットを兼ねた調査票により県内企業千数百社に取り組み状況を調査し、導入に向けた課題を検討いたしますとともに、その結果を踏まえ、多様な働き方をテーマとしたセミナーの開催や情報誌等による普及啓発を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（中野雅史） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）二十四番神田議員のご質問にお答えをいたします。

私には、県内第四番目の世界文化遺産登録につきまして、地元では、飛鳥・藤原の宮都を世界にアピールしていくためにも、世界遺産登録を目指して、熱意を継続して取り組んでいきたいと考えているが、県は今後どう取り組んでいくのか、お尋ねでございます。

飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群は、我が国有数の文化遺産としての評価を受けまして、昨年一月に世界遺産暫定リストに追加記載されました。しかしながら、文化庁からは、本登録までの課題ということで、東アジアの同種の世界遺産との比較検証や文化的景観の観点からの評価及び緩衝地帯の景観保全等の必要性が示されております。このことから、登録推進の母体となります組織として、明日香村、桜井市、橿原市と共同で、世界遺産飛鳥・藤原登録推進協議会を昨年十月に設置をいたしました。それとともに、学術的見地から個別の資産の検証を行うために、学識者による専門委員会も本月二十五日に設置をいたします。

今後は関係市村と連携を密にいたしまして、作業目標として登録の時期を平成二十四年と設定をいたしまして、登録に向けた条件整備を図っていきたいと考えております。また、登録を推進していくためには、地域住民の皆さんの理解と協力が必要でございます。県全体として機運醸成を図るために、積極的に啓発活動を行い、さらに地域の熱意を高めていきたいと考えております。このことから、登録推進の取り組みを地域づくりや活性化へと拡大していくため、新年度から世界遺産登録に関する事務を教育委員会から地域振興部に移管をいたします。もちろん、教育委員会といたしましても引き続き、世界遺産の対象となります構成資産の追加に係ります史跡指定などにおきまして、知事部局と十分連携・協力をしながら、早期の登録に向けまして努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（中野雅史） 二十四番神田加津代議員。

◆二十四番（神田加津代） 知事はじめ商工労働部長、また教育長には丁寧にご答弁をいただきました。おおむねというか、丁寧にご答弁いただきましたので、しっかりと理解をさせていただきました。

さて、今回の一般質問、二十五分という持ち時間の中ですらは大変欲張った観光の質問を行いましたけれども、これは質問の中でも申し上げておりましたように、中南和地域においては県の行政、例えば観光や福祉や、あるいは経済的な面では北高南低というんですか、どうも中南和から南には手薄いの違うかというような中南和の方たちの思いをよく聞かせていただきますので、こういう機会に知事の思いをしっかりと答弁していただいて、中南和の地域の方に聞いていただいて、そんな思いを払拭していただいたらという思いで質問をさせていただいたようなことでございます。いつも知事は中南和の活性化についていろいろ聞いていただいておりますので、きょうの答弁も聞かせていただいて、しっかりと目を向けていただいているということを理解させていただきました。なお、時間もあれですけれども、二、三ちょっと特に要望させていただきたいと思います。

東京の代官山 i スタジオの件ですが、ついせんだって、私はこの i スタジオを訪問いたしました。視察いた

キ

しました。ちょうどそのとき、万葉集の大家であります犬養先生の生誕百年祭が開催されておりまして、東京にもやっぱり熱心なファンがおられるのか、何人か来ておられましたけれども、奈良県下のいろんな市町村の観光課、あるいはまた商工会とか、随分訪ねていっておられるというのもしききました。非常に機能しているんだなという思いをして、持って帰ったんですけども、そのやさきのこの売却という話でございましたけれども、ただ、i スタジオから山手線の恵比寿駅まで歩いたんですけども、人通りは本当に少なかったなという感想でございますが、ただ、東京駅のそばの好立地と思われる場所に施設をつくった京都府が苦戦するということも聞いておりますけれども、必ずしも立地がよいからといって集客に結びつくとは限りません。東京における奈良県観光戦略を進めるに当たり大事なものは、正確な現状分析と、その分析に基づいた実現可能な戦略構築だと思います。どうぞ有効な東京戦略を立ち上げていただきますように強く要望しておきたいと思います。

なお、世界遺産の登録につきましては、地元のいろんな協力が必要だとおっしゃいました。橿原市のほうでも新しく市長がかわりましたけれども、この世界遺産の登録についても非常に熱心に取り組んでいただいておりますし、先日も県からも林理事も出席していただきましたけれども、奈良産業大学の生徒たちによります藤原京再現CGプロモーションですかね、あれが披露されました。あれを見ておりますと、藤原京も平城京にまさるとも劣らない立派な都であったなということを再確認しております。これからしっかりとこの飛鳥・藤原、そして今、中村議員にも指摘されましたけれども、桜井も含めて、しっかりと取り組んでまいりますので、(笑声) どうぞ県のほうでも一層のご尽力、ただいま教育長からも、これから平成二十四年の登録に向けての行程を聞かせていただきましたけれども、どうぞ一層のご協力とご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

-----  
○副議長（中野雅史） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） 明三月八日から九日まで本会議を開かず、三月十日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（中野雅史） お諮りします。

一番小林茂樹議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回三月十日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時十二分散会